

第七十一回 参議院 商工委員会 會議録 第九号

昭和四十八年五月十日(木曜日)

午前十時七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐田 一郎君
理事 大谷 藤之助君
若林 正武君
阿具 根 登君
藤井 恒男君

委員

植木 光教君
小笠 公韶君
川上 為治君
小野 亨弘君
林田 悠紀夫君
安田 隆明君
小野 明君
大矢 正君
藤田 進君
中尾 辰義君
峯山 昭範君
須藤 五郎君

衆議院議員

修正案提出者

中村 重光君

国務大臣

通商産業大臣

中曾根康弘君

政府委員

通商産業政務次官

矢野 登君

通商産業大臣官房参事官

濃野 滋君

通商産業省企業局長

山下 英明君

通商産業省企業局次長

橋本 利一君

事務局側

通商産業省化学工業局長 齋藤 太一君
中小企業庁長官 莊 清君
常任委員会専門員 菊地 拓君

説明員

経済企画庁長官 梶斗 隆文君
官房参事官 村岡 茂生君
通商産業省企業局消費経済課長 和田 文夫君
通商産業省公益事業局技術長 佐藤淳一郎君
工業技術院標準部長

本日の會議に付した案件

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消費生活用製品安全法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、両案について政府から趣旨説明を聴取いたします。中曾根通商産業大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

中小企業信用補完制度は、創設以来一貫して発展を遂げ、現在二兆三千億円を上回る保険規模に

達し、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする上で、大きな役割りを果たしてきております。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、現在、急速に変化しつつあり、それに伴い信用補完制度においても中小企業者の現実の資金需要に十分対応できない面が出てまいっております。

本法律案は、このような観点から中小企業信用保険法の一部を改正しようとするものであります。その概要は次のとおりであります。

第一は、保険限度額の引き上げであります。

最近の中小企業者の資金需要の大口化傾向に対応して、普通保険の中小企業者一人当たり限度額を現行の二千五百万円(組合の場合は、五千万円)から三千五百万円(組合の場合は、七千万円)に引き上げようとするものであります。

また、特別小口保険につきましても、小規模層の資金確保の円滑化をはかるため、小企業者一人当たり限度額を現行の八十万円から百万円に引き上げることとしております。

第二は、公害防止保険のてん補率の引き上げであります。

すなわち、公害問題の重要性にかんがみ、公害防止保険のてん補率を現行の七〇%から八〇%に引き上げようとするものであります。

このことにより、公害防止保証の一その推進がはかられ、中小企業者に対する公害防止資金の融資の円滑化に寄与するものと考えます。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

去る二月十四日に実施されましたいわゆる第二次ドル・ショックと称される円の変動相場制への再移行は、輸出関連の中小企業の事業活動に著しい影響を及ぼすことが憂慮されております。

政府としては、直ちに、中小企業製品にかかる輸出の円滑化をはかるために外貨預託を裏づけとする先物為替予約制度を実施しましたが、中小企業対策の重要性と緊急性にかんがみ、政府部内で所要の措置の検討を進めた結果、三月十四日國際通貨情勢の変化に伴う緊急中小企業対策について閣議決定を行いました。閣議決定は、次の事項を骨子としております。

すなわち、第一は、政府関係中小企業金融三機関等による長期低利の緊急融資の実施であります。融資規模二千二百億円、金利六・二%の特別融資により、輸出関連の中小企業者の経営安定をはかるものであります。

第二は、前回のドル・ショック時に実施した緊急融資の返済猶予を行なうほか、設備近代化資金、高度化資金等について返済猶予措置を講じ、経営安定をはかるものであります。

第三は、担保力の乏しい輸出関連の中小企業者に対し、中小企業信用保険の特例措置を講じ、その信用補完をはかるものであります。

第四は、法人税及び所得税につき、今後二年間欠損金の繰り戻し制度による還付を既に三年間にさかのぼって行なうなどの税制上の特別措置であります。

第五は、中小企業の事業の転換を円滑化する措置であります。

政府としては、これらの特別措置により、輸出関連の中小企業者が第二次ドル・ショックに耐え、事業活動に支障を生じないよう遺憾なきを期したいと考えております。

本法律案は、この閣議決定の内容中、法律的な措置を要する事項につき立案されたものであります。

すが、その要旨は次のとおりであります。

第一は、一般の円の変動相場制への再移行を国際経済上の調整措置として規定し、これにより影響を受ける輸出関連の中小企業者を新たに認定することです。この結果、前回のドル・ショック時に認定を受けた中小企業者も、新たに認定を受けることにより、再び救済措置を受けることができます。

第二は、新たに認定を受けた中小企業者について、中小企業信用保険上の特例措置を講ずることです。具体的には、通常の保険限度額のはかに、特別小口保険については八十万円、普通保険については二百五十万円のそれぞれ通常分と同額の別ワクを設け、無担保保険については通常分の一・五倍の四百五十万円の別ワクを設けることとあります。この信用補完の強化により、担保が不足している中小企業者に対して、金融の円滑化をはかることとあります。

また、四十八年二月十四日以降、認定を受けるまでの間に、信用保証協会が輸出関連中小企業者にした保証についても、この特例措置を適及して適用することといたしております。

第三は、認定を受けた中小企業者に対し、設備近代化資金の支払い猶予の特例及び事業の転換の円滑化のための措置を講ずることとあります。

第四は、租税特別措置法の一部を改正し、新たに認定を受けた中小企業者等に対しては、今後二年間に生ずる欠損金につき繰り戻し制度による還付を、通常は一年となつておりますのを既に既往三年間にさかのぼって認めることとしたこととあります。

第五は、新たに認定を受けた中小企業者に対し講ずる特別措置に遺憾なきを期するため、法律の有効期間三年を五年に延長することとあります。これがこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案については、衆議院において修正が加えられておりますので、この際、衆議院にける修正部分について、修正案提出者衆議院議員中村重光君から説明を聴取いたします。中村衆議院議員。

○衆議院議員(中村重光君) 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の衆議院における修正につきまして御説明申し上げます。

修正は、中小企業信用保険法による輸出中小企業信用保証の特例のうち、無担保保険の付保限度額を、別ワク四百五十万円から五百五十万円に改めたこととあります。

御承知のとおり、輸出関連の中小企業者は、前回のドル・ショックから十分立ち直っていないうちに、再度の打撃を受け、深刻な影響をこうむっております。

これらの輸出関連中小企業者にとりましては、今後の金融引き締め基調の中で、金融の円滑化をはかることが最も重要な問題であります。

改正案におきましても、輸出中小企業信用保証の特例において、無担保保険は、付保限度額を別ワク四百五十万円に引き上げておりますが、輸出関連中小企業者の担保力の実情にかんがみまして、さらに引き上げをはかることが必要であると考へられますので、付保限度額を五百五十万円に修正した次第であります。

よろしく御審議を賜わり、御賛成賜わりますようお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、両案について補足説明を聴取いたします。中村衆議院議員。

○政府委員(荏清君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

現在、全国で五十二の信用保証協会が、中小企業者の金融機関からの借り入れ債務を保証することにより、担保力に恵まれない中小企業者の信用力の補完に大きな役割りを果たしております。

中小企業信用保険制度は、この信用保証協会の行なう保証について中小企業信用保険公庫が保険を引き受けることによりその推進をはかることとする制度であり、創設以来、一貫して発展を遂げ、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする上で目ざましい実績をあげてまいっております。

以上、この法律案につきまして、簡単にございますが補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

しかしながら、中小企業の最近の資金需要の動向を見ますと、信用保険制度について一段とその充実、強化をはかることが必要となつてまいっております。

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律、いわゆるドル対策法は、一昨年の第一次ドル・ショックにより事業活動に支障を生ずる輸出関連の中小企業者を救済するために制定されたものであります。ドル対策法に基づき、一万三千四百二件の輸出関連の中小企業者が認定され、これら認定中小企業者に対して、保険引き受け額六百六十四億円にのぼる信用補完措置が講じられました。また、これまでに設備近代化資金約九億円、高度化資金約五十七億円の返済猶予を講じたほか、法人税及び所得税につき、欠損金の還付を既往三年にわたって行ないました。さらに、事業の転換を行なう中小企業者に対し、中小企業金融公庫等よりの資金上の支援措置が講じられつつあるほか、ドル対策法制定後創設されました高度化資金を通ずる無利子、長期融資による設備共同廃棄事業も貸し付けを行ないつつあります。

その第一は、最近における中小企業者の資金需要の大口化傾向に対処するため、保険限度額を引き上げることとあります。近年の環境変化に対処し、中小企業者は従来にも増して積極的な努力が要請されておられ、その必要資金はますます増大しております。このため、普通保険につきまして、昭和四十六年の引き上げに続き、中小企業者一人当たりの限度額を現行の二千五百万円から三千五百万円に、組合の場合は、一組合当たりの限度額を現行の五千円から七千万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

また、特別小口保険につきましても、現行の八十万円から百万円に引き上げ、零細中小企業者の資金確保の円滑化に資することとしております。

このような措置に加えて、総額約一千八百億円の緊急融資が講じられたほか、八億二千万ドルをこえる外貨預託を裏づけとする為替取引安定措置を講じたことは御承知のとおりであります。これら広範にわたる緊急対策と、中小企業者みずからの果敢たる努力とが相まって、当初憂慮されていた深刻な事態を回避し、輸出関連の中小企業者の事業活動は、一応、小康状態に回復するに至りました。

第二は、公害防止保険につきまして、そのてん補率、すなわち、事故が生じた場合、信用保証協会に支払われる保険金の割合を現行の七〇%から八〇%に引き上げようとするものであります。公害防止対策は中小企業者にとつても不可避の課題であり、このため、政策融資によつて長期、低利の資金供給をはかる一方、民間資金の活用をはかるため、信用補完制度においても昭和四十六年に公害防止保険を創設し、十分な配慮を払ってきたところであり、さらに一段と公害防止保証の推進をはかる必要があり、これが対策として同

保険のてん補率を引き上げ、中小企業者に対する公害防止資金の融資の円滑化に寄与することとしております。

しかるに、本年に入り国際通貨不安が再燃し、ドルの切り下げを契機として、わが国は、二月十

四日再び円のフロートへ移行することを余儀なくされました。この結果、今般の第二次ドルショックは、輸出に依存する中小企業の事業活動に再び影響を与えることが憂慮されております。

政府としては、このため、為替取引安定措置等の即時に実行し得る応急の対策については、これを逐次実施するとともに、政府部内で総合的な対策の検討を進めた結果、去る三月十四日の閣議におきまして、「国際通貨情勢の変化に伴う緊急中小企業対策について」に關して決定を行ない、そのうち緊急融資等行政的に実施可能な措置については、すでに実施してまいったところであり、す。本法は、この閣議決定の内容中法律的措施を要する事項について、その迅速かつ適切な実施をはかるため立案されたものでありますが、改正の主要点は次のとおりであります。

第一に、今般二月十四日に実施された円のフロートへの移行を国際経済上の調整措置として規定することであり、これにより、今般の円のフロートによって影響を受ける中小企業者は新たに認定を受け、第二次ドルショックの認定中小企業者となることとなります。この結果、第一次ドルショックのときに認定を受けた一万三千四百二件、再び中小企業信用保険法上の特例措置、設備近代化資金等の返済猶予措置、欠損金の還付措置、事業の転換の円滑化措置等の救済措置を受けることが出来ます。

第二は、今般新たに認定された輸出関連の中小企業者に対しては、信用補完の措置としての無担保保険の別ワックにつき、前回は通常分と同額の別ワックであったものを、通常分に上積みして別ワックとし、手厚い措置を講ずることとしたこととあります。これにより、資金の借入れを望んでも担保を提供できない中小企業者に対し、資金の融通を円滑にし、経営の安定をはかろうとするものであります。

第三は、現行ドル対策法の有効期間は施行の日から、三年、すなわち、昭和四十九年十二月十五

日までとなっており、今般の円のフロートという第二次ドルショックに対処し、その対策の遺憾なきを期するため、有効期間を五年、すなわち、昭和五十一年十二月十五日まで延長したことであります。

以上、この法律案につきまして補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(佐田一郎君) 次に、消費生活用製品安全法案を議題とし、質疑を行ないます。

○小野明君 前回に引き続きまして、若干質問を続けたいと思います。

この法案の第二条で、この前の御答弁でありまして、特定製品を今回は予算上二十ぐらいいであるけれども、さらにこれを漸次拡大をしていく、こういう御答弁があったと思います。私どもとしては、安全マークの張られた商品を多く指定をしてもらいたいという要求があるわけであり、そうすると、法文上、「特に危害を及ぼすおそれ」という表現がござい、この法律案の随所にこの表現は見られるわけであり、この特定製品の指定を広げていくという場合に、「特に危害を及ぼす」といいますと、非常に特定少数範囲に限られてまいるという解釈に勢いになってまい、現があるわけでも、多く指定をしていくという事実があれば差しつかえはないと思ひますけれども、「特に」という表現があり、この点はいかががですか。

○政府委員(山下英明君) 第二条第二項のこの表現につきましては、私どももいろいろな角度から検討した点でござい、最終的にこの表現にいたしましたのは、従来ともやはり電気用品取締

法の例文においてこうしておること。それから、実質的に今回の法律によりまして、特定製品については製造、販売等をきつく制限いたしますので、安全性確保のために指定するとしても、その当業者に与える制限と安全性確保との均衡をどこに見出すかということが一つの重大な判断になるわけでございます。そこで、従来の先例にならい、「特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる」場合と表現をいたしました。

それでは先生が御指摘のように、実際上どのくらいやっていくつもりかということにつきまして、現在、私どもも特定製品候補の品物を幾つか検討をしております。したがって、法律制定と同時に直ちに数品目は指定できると思ひますし、年度末にかけまして予算で私どもも予定しておりますので、本年度はその範囲内で指定すると、ただし、前回は申し上げましたように、来年度予算、さらに二年目に向かひましては、検討の結果ではありますけれども、できるだけ特定品目を広げていきたい、こういう方針でございます。

○小野明君 それでは次の問題であります、三十五條の「危害防止命令」という項がござい、この条項によりまして、「危害防止命令」というのは特定製品だけに適用をしております。『緊急命令』を規定をしております八十二條によりまして、自主製品についても規制をしておるといふことから考へてみまして、この「危害防止命令」というのは安全協会が行なう自主製品についても同様の権限を持つように規定をすべきではないか、こう思ひます。この点はいかががですか。

○政府委員(山下英明君) 御指摘のように、三十五條と八十二條はニュアンスの差をつけたわけでございますが、特定製品の場合には、それだけ国及び協会が責任を持つて基準をつくり、その基準に合うようにやっておるわけでございますので、その場合には製品の回収を含む危害防止命令を出せるようにしたわけでございます。それに対して一般の自主製品の場合には、八十二條でござ

います、『重大な危害』——死亡とか後遺障害、そういう重大な危害が発生するか、あるいはそういう発生する急迫した危険がある場合に、製造と輸入に対して回収をはかることができるようにする。自主製品の場合には特定製品よりもよりその命令の条件を厳格にいたしまして、区別して書き分けた次第でございます。

○小野明君 そうしますと、より厳格にということになります、これは危害防止命令即回収命令と、このように解釈してよろしいですか。

○政府委員(山下英明君) 危害防止命令でも八十三條でも両方とも回収できます。

○小野明君 これは「危害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずること」ができる、これが防止命令を意味するわけですね。そうすると、そのこと即完全製品、安全マークを張つてあるものから、防止命令を出したら即回収命令になると、イコールであると、このように解釈をすべきかどうかということですね。

○政府委員(山下英明君) 三十五條の適用としましては、回収をはかるほかに販売の停止、あるいは行政上の勧告からいろいろな措置がまず可能でござい、そして、市場に出回った危害を防止する最後の方法として回収を考へるわけですね。

○小野明君 それからこの三十五條によりまして、一、二号とありまして、販売した事実がなければ規制できないようになっております。しかしながら、危険な製品であるということが事前の段階で察知をされる際に、いわば販売しようとしているときに未然に販売を差しとめるという権限も与えるべきではないか、こう思ひますが、この点はいかががですか。

○政府委員(山下英明君) 特定製品の場合には第四條で、主務大臣が検定をし、合格したものに、表示を云々、こういうことでござい、もしそれが販売に適しない商品であります場合には、四條の合格を受けられないということで補えると思ひます。

○小野明君 それで私の言うのは、四条の違反に対する制裁ということの意味を申し上げているわけですね。その発動、ですからもうすでに四条違反の行為に対するこれは制裁と、このように規定しておるのですから、私はこの三十五条の表現のうちにここにもよい表現があると思ひます。「特に必要がある」と認めるときは、」とこの三十五条にもあるわけですね。すでに四条違反という事実があるとすれば、この条文でその上にまた「特に必要がある」というような表現は不適当である。条件を不当にきびしくするものではないか。そこで、危害発生のおそれあり、あるいは「危害の拡大を防止するため」この表現だけでいいのではないか、このように思ひますが、いかがですか。

○政府委員(橋本利一君) ただいまの御指摘の点でございますが、本法におきましてはほかに第二十九条で「表示の禁止」、第三十条で「改善命令」の規定等を置いておまして、事の軽重の判断として危害防止命令を最もシビアな措置として予定しておるわけでございます。ただし、そういった均衡をはかるためにかような表現をとっておりますが、実際の運用にあたりましては、具体的なケースに応じて弾力的に実施してまいりたいと考えております。特に要件をシビアにしておるといふ意味ではございません。

○小野明君 しかし、この「特に必要がある」ということは、発動の要件をシビアにしておるといふ表現以外にとりようがないですね。あなたの言われるのは、運用でこれをカバーしていくと言われる意味だと思ひますが、その意味であれば、なおこの条項は必要ないのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(橋本利一君) 危害の防止命令を発動いたしますと、先ほど御質問ございましたように、製品の回収、修理あるいは一部出荷の停止といったような措置を講ずることになるわけでございます。さような意味合いにおいては、関係事業者に対する経済的、社会的影響も非常に多大な

るわけでございます。ただ、消費者保護の安全対策の手順といたしましては、先ほど申し上げました表示の禁止あるいは改善命令で足りる場合もあるかと考えますので、そういったもののバランスを維持するために、かような要件を規定いたしておるわけでございます。

○小野明君 それでは次に進みますが、回収命令について、この三十五条によれば国が出す場合ということになると思ひますが、それと業者が自主的に回収をするという場合があると思ひます。その差異というものはどこにございますか。

○政府委員(橋本利一君) 本法の九十七条に「罰則」の規定がございまして、危害防止命令あるいは緊急命令を発動いたしましたして回収を命じた場合、事業者側がこれを受け入れない、命令に違反した場合には、この九十七条の罰則の規定によりまして、「一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」ことになっております。自主的にやる場合にはこの罰則の適用がないという点で、法的扱いは異なっております。

○小野明君 それはわかつておるわけですが、これは罰則がついておることとはわかつておりますが、消費者を対象にした場合のことを私は申し上げておるわけですね。消費者が買った、それが欠陥商品であったと、この場合に国が回収命令を出す。そうすると、その業者に対しては金銭補償をさせるとか、あるいは代替商品を出させるとか、そういう措置を伴うべきではないかと思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(橋本利一君) 回収命令を出しました場合には、対象品目の金額の多少にかかわらず、企業が最善の努力をもって回収し得るように指示いたすわけでございますが、その場合、御指摘のように新品と交換する、あるいは状況によりましては代金を返済する、程度によりましては修理で十分であるというような場合もございまして、業者がみずからやる場合には、やはりそういった方向で指導してまいりたい。それを聞かないような場合には、本法の危害防止命令あるいは緊急命令に

よつて処置してまいりたいと思ひます。

○小野明君 次に、八十二条の「緊急命令」の項なんです。ここにも私が先ほどから指摘をしておる問題があるわけですね。これは緊急命令を行なう条件として、この項には非常に制限がついておるように見受けられます。というのは、「重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において」と、このように書かれております。今日のように多数の薬品が出回っております。あるいはあぶないおそれのある製品を、すべて特定あるいはJIS製品とすることは非常に困難であると思ひます。そういうことから見まして、この条項の発動の条件というのはあまりきびしくすべきではない。他の条項よりもよいにこの条項の発動というのはいさやうな状況に置くのが至当ではないか。したがって、「重大な」とか、あるいは「急迫した」と、こういう表現は削除すべきではないか。あるいは先ほどの危害防止命令と同じように、「特に必要がある」と認めるときは」と、このことばもここにありますが、これらを削除すべきではないか。現在のこういう情勢から見ましてそれが適当ではないかと思ひますが、この点についてお考えを伺いたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 八十二条の「緊急命令」の規定を置きましたのは、ただいま先生御指摘のように、政府といたしましては、各種の施策を通じて事前に危険な製品を把握し、これを排除する努力を続けるわけでございますが、技術進歩の過程におきまして、高級な、また反面、それだけ複雑な新製品が多数出てまいります。そういった場合に、問題があるからといって一々特定製品として指定いたしておりますと、タイミングが合わない。そういたしますと、この規定を置いたわけでございますが、ただいま申し上げましたように、この「緊急命令」の対象になる製品につきましては、現に、何らの規制措置も講じられていない商品、製品でございますので、そういった意味合いにおきまして、事の緊急は要するわけ

でございますが、特定製品に対する危害防止命令とはやはり若干趣が違ふてはなからうか。さような趣旨で、危害防止命令よりやや条件をシビアにしたいしておりますが、要は、国民の消費生活の安全を守るといふ立場からケース・バイ・ケースに、弾力的にこの規定を運用してまいりたいと考えております。

○小野明君 こどもまあ運用でカバーをするとおっしゃるわけですが、ほんとうに国民の消費生活を守るといふ立場からこの条項を見ましたときに、やはり条件がシビアであるということはいないかと思ひます。いま、運用でカバーをする、こういうふうなことに続けて言われておるわけですが、これは具体的に適用の問題、事実がなければ判断できないかと思ひますが、この点を削除する御意思はないわけですか。

○政府委員(橋本利一君) ただいま申し上げましたようなところから、この原案の規定で実施していただきたと思ひますが、なお一言つけ加えますと、この緊急命令を発動いたしました後、三週間以内に審議会に事情を報告することになっております。そういった手続を経まして、特定製品に指定することとかような場合には前向きに検討すべきかと思ひますので、その段階におきましては、再度問題を発生するような場合には、直ちに三十五条の危害防止命令で対処し得るかと思ひます。

○小野明君 三十五条で対処すると言われますが、いまの答弁で三十五条というのは、これは特定製品に対する規制だけを書いてあるんですね。そうすると私は、いま八十二条の問題は自主製品等の規制になっておるわけですね。ですから、多く商品が出回っておるから——特定製品のこととはさておいて、これは一応の検定を受けておるから。一般商品についての発動がきびし過ぎるじゃないかと、こう言っておるんで、いまの最後の答弁はちょっと理解ができませんがね。

○政府委員(橋本利一君) ことば足らずであつたわけでありまして、とりあえず八十二条の緊急命令

でございますが、特定製品に対する危害防止命令とはやはり若干趣が違ふてはなからうか。さような趣旨で、危害防止命令よりやや条件をシビアにしたいしておりますが、要は、国民の消費生活の安全を守るといふ立場からケース・バイ・ケースに、弾力的にこの規定を運用してまいりたいと考えております。

○小野明君 こどもまあ運用でカバーをするとおっしゃるわけですが、ほんとうに国民の消費生活を守るといふ立場からこの条項を見ましたときに、やはり条件がシビアであるということはいないかと思ひます。いま、運用でカバーをする、こういうふうなことに続けて言われておるわけですが、これは具体的に適用の問題、事実がなければ判断できないかと思ひますが、この点を削除する御意思はないわけですか。

○政府委員(橋本利一君) ただいま申し上げましたようなところから、この原案の規定で実施していただきたと思ひますが、なお一言つけ加えますと、この緊急命令を発動いたしました後、三週間以内に審議会に事情を報告することになっております。そういった手続を経まして、特定製品に指定することとかような場合には前向きに検討すべきかと思ひますので、その段階におきましては、再度問題を発生するような場合には、直ちに三十五条の危害防止命令で対処し得るかと思ひます。

令で対処しておきまして、審議会に報告すると同時に、必要な場合には特定製品に指定する。その場合には三十五条命令がかり得ると申し上げたわけでございますが、いま一つ補足させていただきますと、この八十二条の緊急命令を挿入するにあたりまして、非常に法制的に問題があったわけでございます。と申しますのは、その時点においては政令指定されていない、いわゆる特定製品でございせんので、直に緊急命令といった、当事者にとって多大の制約がかかる規定を発動するのはいかかという問題もございました。たんに、事の重要性にかんがみ、八十二条の規定を本法の中に取り入れることにいたしましたわけでございます。

○小野明君 御趣旨はそれでわかりますが、特にこの運用につきましては、消費生活を、安全を守るといふ趣旨から、この条項に隠れて発動できない、発動しない、一向にみこしを上げないと、こういうことがないように十分戒めていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(山下英明君) おっしゃるとおりの趣旨で運用したいと思っております。法制的には、いま御説明しましたような表現で、権利の公平という考えから一応こういう表現がよからうというので原案を提出したわけでございますが、運用におきましては、実定法になりましたときは、その許される範囲内で安全確保にはつとめる所存でございます。

○小野明君 次に、九十一条のところですが、これは特に先般の参考人の述べられた意見の中にもあったわけですね。「協会がした特定製品の検定等の事務に係る処分不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法」云々と、こういう項がありますが、これの項には消費者が対象にならないのではないか、こういう危惧が述べられております。その辺の関係をちょっと述べていただきたいと思ひますがね。

○政府委員(山下英明君) せんだったの当委員会における参考人の意見聴取の際、特に高田参考人

からの御発言及び御意見も私もよく拝聴いたしましたし、その御意見をその後検討もいたしました。が、いま先生の御指摘の点につきましては、先刻、公正取引委員会において出ました結論に関連して高田参考人から御質疑のあった点だと思ひます。で、これは現在の行政不服審査法あるいは行政訴訟の一般法のたてまえから申しまして、やはり直接その行政処分と利害関係のある人から不服の申し立てもしくは訴訟が提起された場合でなければならぬ、間接の方、あるいは一般消費者とか消費者団体の代表ということでは、この九十一条にいう審査請求の訴え人にはなれないのでないかと判断いたしております。

○小野明君 この協会の業務が六十三条にずっと規定してありますね。だから、その一号にかかわる事項だけだと、こういうふうにおっしゃるわけですか。

○政府委員(山下英明君) そのとおりでございます。六十三条が八号にわたって協会の仕事を規定してありますが、この九十一条で申します審査請求は、国の行政処分にかかわる再審査の要求でございます。それで、協会がやる仕事として八つございまして、厳格に申しまして、その八つのうちで国の行政処分をかわってやりますのは、検定、登録、型式承認でございます。それは六十三条一号の「特定製品の検定等の事務」で表現されております。逆に申し上げれば、二号の定期検査、三号の賠償等々にかかわる事務は、国の行政処分そのものでございせんので九十一条の対象からはずされております。特に九十一条を設けましたのは、国の行政処分の代行をいたします協会に対して直接利害関係人が審査請求できるかどうかという点について疑いがあるといけませんので、ここで明定をいたしまして、協会に対しても不服審査法を適用するということをはっきりさせたわけでございます。

○小野明君 行政不服審査法によりまして、「行政庁の違法又は不当な処分」、これらの行為に関する「国民の権利利益の救済を図る」というのが

行政不服審査法の趣旨ですね。そういったしますと、この九十一条の処分に関してこれにかかわるものは業者と国である、協会である、こういう関係だけに特定するのはいかなるものか。特に行政不服審査法の第四条によりまして、四条に規定がございしますが、「次条及び第六条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができない旨の定めがある処分については、この限りでない」、四条によりましてどの項に該当するか、一号から十一号まであがっておりますね。どれに該当するか、ひとつ説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山下英明君) ただいま御指摘の不服審査法第四条のただし書きは、異議申立てをすることができない場合を列記しておりますが、それはいま先生お尋ねの、消費者がなぜ不服申し立てできないかということの関連について御質問だと思ひますが、私どもは、ここに書いてある十一号よりも、そもそもの行政不服審査法の根本といたしまして、行政処分によって直接利害関係のある者しか提起できないということから、九十一条の規定にもかかわらず、一般消費者は不服審査できない、こういうぐあいに解釈いたしております。四号の十一号のどの項とも直接には関係はございません。

○小野明君 そうしますと、行政不服審査法というのは全く九十一条と関係ないとおっしゃるわけですか。

○政府委員(山下英明君) 九十一条によって、行政不服審査法は今の協会の六十三条一号の行為にも適用しますよということ、明文をもって書いたわけでございます。というところは逆に言えば、検定、登録等の仕事に不服のある者、ただ、その方は検定とか登録で直接権利を害されたとか、利益を害されたという直接関係人が協会を相手に審査請求ができます。そして、それから以降は行政不服審査法の各条文を適用してやっていくわけでございます。その場合に、それでは直接利害関係のない一般の消費者、第三者が行政不服

審査法で再審査請求できるかという、できないたてまえになっておりますので、九十一条でこう書きまして、やはりもとからできないものはできないんじゃないかと、こういう解釈でございます。

○小野明君 そういたしますと、協会が合格の認定を与えた、その商品によって国民が被害を受けた、そうすると、その被害を受けた国民が、協会が行なった処分に対して不服ありということで、行政不服審査法によって異議の申し立てなり、あるいは審査の請求という、こういう手順になるのですが、それは該当しないということですか。

○政府委員(橋本利一君) ただいまの九十一条の問題は、行政不服審査法第四条にいうところの「行政庁の処分不服がある者」、その「不服がある者」の解釈の問題につながつての御答弁をいたしておるわけでございますが、御指摘のように、九十一条の対象といたしましては、消費者は入ってこないということでございます。したがって、九十一条の観点もございまして、九十三条に「主務大臣に対する申出」ということで、何人も、一般消費者の生命または身体について危害が発生するおそれがあると認める場合には、意見を提出することができ、かような規定を置いたわけでございます。この規定に基づきまして、たとえ安全基準だとか、あるいは協会における認定の問題につきまして、直接主務大臣に意見を開陳できるようにいたしましたわけでございます。

○小野明君 九十三条はいいのですよね。「何人も」とあるから、これは道を開いてはあります。が、九十一条については、不服審査法第四条に、先ほどから申し上げますように、「行政庁の処分不服がある者は、」云々と、こういうふうにして書いてあるわけですね。この協会がした処分は、国の監督を受けておりますから行政庁の処分に間違いはない。この除外規定が適用されておられないと思ひます。私は九十一条はおっしゃるようにはならないと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) その限りにおいては御

指摘のとおりでございますが、行政不服審査法第四條にいうところの「不服がある者」というものをどこまで解釈するかという問題だと思ひますが、これにつきましても、不服申し立てをする利益を有する者であつて、違法または不当な協会の処分によりまして、直接自己の権利または利益を侵害された者というのが原則と申しますか、解釈のたてまえになっております。さうな意味におきまして、一般消費者は実質的には利害関係を有するわけではございますが、法的には、その処分について第三者的な影響を受けるという段階にとどまるのではなからうか、さうな解釈から、この「不服がある者」という規定によりまして、一般消費者とは読みがたいという解釈をとつていくわけでございます。

○小野明君 しかし、その解釈は、協会が行なう検定に不合格であつた、だからその業者の利益を守るためにというふうな特定すべきではなくて、その検定に合格した商品によつて消費者が実損を受ける、生命に危険が生ずる、この人たちに對しても、当然、処分に対する異議の申し立てをする権利を保有させるべきではないか、また、それを持たしているのがこの行政不服審査法ではないのか、こういうのが私の言ひ方ですが、この点は間違つておるのですか。

○政府委員(橋本利一君) われわれは、先ほど申し上げたように、直接利害関係という観点に立つて「不服がある者」の解釈をいたしておるわけでございます。これは学説的にも通説になつておりますし、判例にもさうなケースが出ておるわけでございます。ただ、法解釈の問題でございますので、最終的には担当省庁の解釈に依存すべきかと思ひますが、われわれは先ほど来申し上げたように本条を解釈しておるということでござい

○小野明君 まあ、おれのところが一番法律をつくつておるところだからおれのところの權威に従えと、こういうふうにおつしやつても、なかなか私はこの前の参考人の意見のように、肝心の消費

者の利益、國民の利益を守るといふ立場が少しも考慮されてはいないではないか、こういう不満を持つてゐる者であります。この点は、さきの果汁入りジュースの問題で裁判にも持つていかれておるようですから、その結論を待たないといふ結論が出ないものではないかと思ふんです。それで、さういふ点もありますから、あなたのほうで御自分の解釈を固執されることに私は間違いがあるんではないかと思ふのです。いづれ結論の出る問題でありますから、これは保留をしておきたいと思ひます。

それから次に、九十三條によりますと「主務大臣に對する申出」という項があります。これは具體的にどこへ届け出たら被害者は見舞い金なり保険金を受けられるのか、これは実務上の問題ですが、お尋ねします。

○政府委員(橋本利一君) ただいまの先生の御指摘は九十三條と申しますよりは、被害が発生した場合に、被害者はどこに手続をとりにいけばいいかというふうな解釈をいたしますが、その場合には、被害者救済制度を担当と申しますか、実施に移しますのは安全協会でございますので、安全協会のほうに話をもち込んでいただければ、協会のほうで手続を進めることになっております。

○小野明君 それから、いま申し上げた問題で九十一條の、被害者たる國民の利益を守るといふ立場からいまの通産省の解釈では協会と業者、こういう関係のみに特定されると、範囲が限られると、こういう見解ですが、やはりそれでは被害者は、いまの司法制度の中で持つていく以外に解決の道はない。そこでもまあジュースの問題も結論が出る、こういうことになるんですが、先般のこれは五月八日の読売ですか、これの報道によりますと「消費者の泣き寝入り救う」こういうことで新制度の検討を始めたということが出ております。この点につきまして集団訴訟制度、あるいは簡易苦情裁判所、オムバズマン制度、これらの制度があるようですが、これによつて具體的に消費者の苦情、泣き寝入りが防がれるものかどうか。こ

れについて経企庁見えておると思ひますが、少し説明をしてもらいたいと思ひます。

○説明員(野斗隆文君) 実は新聞に、経済企画庁が十四日に諮問というやつで出ておりますが、まあ私も先生御指摘のとおり、一般消費者が商品なりサービスなりで被害を受けた場合、その被害を効果的に救済することが非常に重要だといふふうな考へておりました。これは同時に、事業者に商品等の安全確保に十全を期させるためにもきつて重要だといふふうな考へております。したがひまして、私も関係各省庁と從來からいろいろ苦情処理体制の整備等について検討してまいつてきたわけでございますけれども、さらに一般消費者の被害を効果的に救済するため、昨年の消費者保護會議において総合的な消費者救済制度について調査研究することが決定されたわけでございます。現在、アメリカの集団訴訟制度、クラスアクションといつておりますが、さらに先ほど先生御指摘のオムバズマン制度とか、さういふ諸外国の救済制度に関する資料を現在いろいろ集めて勉強しておる段階でございます。今後さういふ諸外国の制度を参考にいたしまして、わが國の被害とその処理の実態等いろいろ調査した上で、國民生活審議會のほうに御意見を伺つて、広く苦情処理体制の整備も含めた消費者救済制度のあり方全般について検討していきたいといふことでござい

ます。確かに諸外国ではいろいろさういふ制度もあるわけでございます。現在、それが日本の制度の中にどのような形で取り入れられれば一番効果的かといふような点を検討を始めたところでございまして、まあおそろく、非常にさういふ制度を日本の実情に合わせて取り入れていけば、かなり効果的に一般消費者を救済する道が開かれるのではないだらうかと思つております。

○小野明君 確かにこれはかなり前向きなシステムになると私は思ひます。問題はこれが実現するめどですが、十四日に初めて國民生活審議會に出すといふのですが、これが何年かかつたん

じゃしようがないので、大体このめどはいつごろになりそうですか。

○説明員(野斗隆文君) 御承知のように、問題が非常に広範多岐でございますし、かつ現行制度の根幹と申しますか、さういふところにも触れる問題でもございますので、その検討には相当時日を要すると思ひますけれども、私どもとしては少なくとも一年ないし二年の間に何とか方向をはつきりさせていきたいといふふうな考へております。

○小野明君 次に、九十三條に戻りますが、これも先般の参考人の意見の中にもあつた問題ですが、二項です。申し出があつたときは、主務大臣は必要な調査を行ない云々とあります。この中で最後のほうに「この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない」と、これには一つは期限がないといふ問題が指摘をされております。それからなお、とつた措置についてその公表といふことがこれにはないのです。まあ、これはいゝわば迅速さ、あるいは大衆にさういふ措置をとりましたといふ知らせる措置がない、これは問題だと思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(山下英明君) この条項は、私どもが原案作成にあたりまして、進んで挿入したいと努力して入れた条項でございます。先生も御案内と存じますが、ほかの類似の法律にはさうたくさん例がございせん。そして、先ほど来御指摘の、現在の訴訟法なり不服審査法における私どもの解釈とおつしやればそれまででございますが、現在の体系における消費者あるいは一般消費者の不服申し立て等に関する不備を、これによつて補おうと努力した結果の条文でございます。したがひまして、字句的には比較的ほかの条文に比べて抽象的でございますが、その運用にかかるといふのは御指摘のとおりでございます。さういふいきさつからも御推察いただけますように、私どもとしてはこの条文をできるだけ生かしてゆきたい。

したがつて、申し出がございましたならば、も

ちろん行政当局としては誠意を持ってできるだけ
実態を把握する、これがまあ必要な調査でござい
ますし、それからそのときに調査の結果判断し
て、これは申し出の線に沿って法律上の措置をせ
にやならぬというときには、この法律の各条に照
らして措置をしてまいりたい。改善命令なり、危
害の防止命令も、先ほどの三十五條、八十二條も
もちろん発動していきたい。で、その必要のない
場合でも、行政指導でこれだけ正できるか、そ
の「その他適当な措置」という表現の中にはもち
ろん公表も入っております、必要な場合には公
表もすると、こういうことで、表現が多少広範
囲、抽象的でございますが、私どもの方針は、誠
意を持ってこの条文をできるだけ生かしていきた
いと、こう考えております。

○小野明君 まあ、公表もあるということござ
いますから、ぜひひとつ公表ということをやって
いただきたい、大衆に知らしていただきたいと思
います。

それから、これもこの前の参考人の御意見の中
にありました、この主務大臣のとられた「適当
な措置」に対して不満がある場合は一体どうすれ
ばいいのか、こういう素朴な質問がございまし
た。これにはどう答えられますか。

○政府委員 橋本利一君 極力不満のないよう
に、そういう措置をとった背景等についても、必
要に応じてその申し出に対しまして文書等で
通知することにはいたしたいと思ひます。さらに不
満足な場合には、再度また主務大臣に申し出をし
ていただくということも一つの方法かと考えてお
ります。

○小野明君 次に、協会の業務についてでありま
すが、これは六十三條ですね。製品の「試験、調
査、指導及び情報の提供」と、そのようになって
おりますが、一般人の要請に対しても十分安
価に、できれば無料で行なえるように、また、十
分な処理能力があるような体制をつくる必要があ
ると思ひます。この点についてはどうお考えで
すか。

○政府委員(山下英明君) 消費者からのテスト依
頼のことだと存じますが、それにつきましては、
私も協会自身が第六十三條の六号にございま
すように、「必要な試験、調査、指導及び情報の提
供を行なう」となっておりますが、これは当然テ
スト依頼も含んでおりまして、むしろ進んでそ
ういう業務を拡大していきたいと、消費者のほう
が実際に確かめるためにどこへ持っていくたらい
かということも、できるだけわかりやすく周知徹
底させていきたい、こう考えております。

○小野明君 この「業務」の第三号ですね、これ
は金額は一万円と、こう聞いておりますが、そ
の「一定の金額」はどれぐらいになるのか。

また、この損害額の査定は、自動車なんかにな
りますと保険会社がやりまして、期間を引っぱ
る、中身を値切るということ、たいへん不満が
あります。それらの業務はどがおやりになるの
か、それを御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山下英明君) 「一定の金額」につ
きましては、現在の社会通念、その場合に参考にな
りますのは交通事故の判例でございますけれども
も、経済情勢の変化等から判断せなければなら
ないと思ひておりますが、私どもがこの法案を、原
案をつくりましますときに頭に置きました数字は、い
ま先生おっしゃったような一千万円という数字を
一応頭に入れております。しかし、これはいま申
し上げましたように、情勢の変化に応じて金額は
きめればいいものだと思いますし、場合によつて
は、時代、時間の経過とともに一千万円では低過
ぎるということにならうかと思ひます。その
判断は当該者と協会の間でいたしますが、協会は
一般保険会社に再保険いたしますので、保険会社
の集積された知識が参考になることかと思ひま
す。

○小野明君 そうすると、この査定の実務とい
うのは保険会社がやるわけですか。三号です。

○政府委員(山下英明君) 実際の査定は保険会社
がやることになると思ひます。ただし、協会はそ
の場合に、むしろ被害者たる消費者の側に立ちま

して、その査定される過程及び査定の結果、最終
審査をいたす場合も公平を期するように配慮し
てかせたい、こう考えております。

○小野明君 先ほど申し上げましたように、保
険会社のやります従来の業務ではたいへん不安があ
るし、不満があるわけですね。ですから、十分、そ
ういった従来の不満がないように協会が強力に
指導するといひますか、タッチをしていくよう
に、御答弁のようにやっていただきたいと思ひま
す。

なお、金額につきましては、現在の時点では一
千万程度であるが、物価の上昇その他を考へてこ
れをスライドしていく用意があると、このように
受け取ってよろしいですか。

○政府委員(山下英明君) 厳格な意味におきま
すスライド制と申しますか、消費者物価の比率に
応じて云々というわけではございませぬけれども、
先ほど申し上げました意味は、経済情勢の変化
もこの金額を判断する大きな要素でございま
すし、実際には交通事故の判例というの大きな要
素になります、プラスそういった情勢の変化に
応じて判断すべきである。といひますことは、い
ま私どもは一千万円ということに置いており
ますけれども、その数字にとらわれるものでは
ございませぬ。

○小野明君 よく損害額の査定に非常に時間がか
かりますね。一年も一年半も保険会社の実績であ
るとかかるわけですね。この点は何とかならぬも
のかどうか、お尋ねしておきます。

○政府委員(山下英明君) 先ほど、協会が消費者
側の立場に立つて保険会社の査定にも臨むと申し
上げましたが、期間につきましても同じ方針で
ございませぬ。通常数カ月から一年かかります実情の
ようございませぬけれども、それは被害者にとつ
て不利益でございませぬので、そういう期間もでき
るだけ短縮するように協会が機能すべきである、
そこに法律に書いてまで協会をつくる意味がある
と存じております。

○小野明君 これで協会が指導をするという御意

見て、それもけっこうだと思ひますが、保険会
社、協会、その協会の能力というふうなものも問
題に当然なつてまいりますが、公平な第三者機関
をつくるというふうなことは考えられませんか。

○政府委員(山下英明君) 私どもの考えでは、む
しろここで、法律できちつと書きまして協会が、御
指摘のような第三者機関のような機能を發揮して
もらう、つまり、保険会社と被害者との間に入
つてそういう機能を發揮してもらふということを期
待しております、さらにそのほかに第三者機関
ということも現在考へておりません。

○小野明君 公平な査定ということになります
と、やはりそれについて協会がリードしていくと
いうことになりませう、国が障害の等級別の
標準補償額というふうな一つの目安をつくつてお
く必要があるのではないかと、こういうふうに思
うのです。この点は検討するお考えはございま
せんか。

○政府委員(山下英明君) 補償額の算定基準につ
きましては、もちろん協会としては関心のあると
ころでございませぬが、まず実際には、今回の消費
生活用製品のいろいろな多種多様な実情に応じて
被害の状況が変わつてくると思ひます。したが
つて、経験を蓄積しまして、そしてその結果、お
っしゃるような等級別の基準ができていくことは望
ましいことではあると存じますけれども、現在、
私どもは一応民法上のルールに従つて、抽象的
であります、一般ルールに従つて賠償補償額をき
めていくという方針で、現在直ちに適用できるよ
うな等級別の基準というものを考へてはおりま
せん。

○小野明君 この法律案が施行されていろいろ
のなケースができてくると思ひますね。そうしま
すと、そのケースに従つて一つの基準が必要に
なつてくるだろうと思ひ、それを先取りする意
味で一応の基準というふうなもの考へられな
いかというのが私の意味でございませぬが、再度、
ひとつその点のお考えをお尋ねしたいと思ひま
す。

○政府委員(山下英明君) 協会が公正な立場で補

償額を最終審査していく、この方針でございますし、かつ、先ほども御指摘のありましたように、時間もできるだけ短縮させると同時に、補償額についてもできるだけ簡易な運用によって公正な決定がされていくことを方針としております。その線から見ますと、公平な等級別の基準が望ましいとは思いますが、そのためにはやはり相当の実績を積み重ねていく、多種多様な実情に即応できる基準でないといけないと思ひますので、いまずぐではございませんが、そういう方向で努力をしたいと思ひます。

○小野明君 それから、この法律案には事故の報告の条項がございます。事故報告、これは審議会の答申にも書かれておるようでありますが、事故報告の義務あるのは欠陥の報告義務というものを、特に特定製品、JIS製品について定める必要があるのではないかとと思ひます。その点を落としておる理由なり、今後書き加えるお考えはないのかどうか、お尋ねをしておきます。

○政府委員(山下英明君) 事故報告が望ましいという方針で、私どもも原案作成にあたり検討したわけでございますが、ぎりぎり詰めましたところ、はたして法律的に義務づけることが可能であるかどうか。特に、もちろんその義務づけるという意味は、罰則にもかかる義務でございますので、その点を検討いたしました。技術的な面、また公平の面からいって今回はあきらめた次第でございます。あきらめたということは、現状では無理であると判断したわけでございます。それを補う意味で、第八十三条の報告の徴収権を明定いたしました。この運用によって随時必要な報告をとっていく、それからもう一つは、工業品検査所等における運用上の報告システムによって補っていく、この二つで完全ではないけれども、ある程度の、事故報告義務づけ規定のない不足分は補えるかと判断いたしております。

○小野明君 最近問題になっておるものに、松下電器のズボンプレッサーが事故を起こしております。これは回収を始めておるようですね、けれども、

まだ未回収である。しかし、これは電気用品取締法の中にある。それからさらにこの松下電器というのは、カラーテレビの抵抗にも問題を起しておるようでございます。これは電気用品取締法に欠陥があるわけで、販売停止とか回収命令の規定がない。これらがいままでたつても改まらないという問題があると思ひます。同時に、食品添加物あるいは自動車、薬品、化粧品、一般に問題の多い製品は、この法律案の適用外にございます。それで、消費製品全般を一元的に取り締めていくと、そういう構想を具体化をして、この業界等の癒着というものを切っていく必要があるのではないかとと思ひます。これらの構想がおりになるのかどうか、ぜひひとつこの方向で進めていただきたいと思います。いかがですか。

○政府委員(山下英明君) 冒頭御質問の電気製品等につきましては、個々の問題は、和田技術長も見えてございますので後ほどいたしまして、御質問の最後の結論的な部分についてお答えいたします。私どもはこの法案を、消費生活に関連して製品安全を確保する一般法として法律をつくりたいと、こう考えてまいりました。その際に、従来の取り締まり法と、あるいはその他の多々、個別法による規制等をどうするかという点について検討いたしました結果、本法二条にございますように、別表で個々の、たとえば電気用品取締法とか、あるいは食品衛生法等は除かざるを得ないということ、その既存法の関係は除いた次第でございます。したがって、これらの既存法以外の消費生活に関連のある製品の安全はこの法律でやっていくと。その場合に、各事項の立て方としましては、先ほどの事故報告につきまます考え方も、あるいは損害賠償、補償等につきまます考え方も、私どもとしては、従来の法律に比べましてこの法律が一番現状に即して、進んだ形でまとめたつもりでございます。

○小野明君 そこで個々に、たとえば電気用品取締法というのは販売停止、回収命令の規定がないということですから、それらを、個々の法律に

よって除外されているものを改善整備をしていくお考えであるのか、あるいはこれが最も、かなり進んだ形でこの法律ができておる、すべての製品を一元的にこの法律に吸収していくというか、新たな構想で立法するというか、そのようにあらためて消費生活を守る必要があるのではないかと、いうことを申し上げておるのですが、それでは、問題のある電気用品取締法等その他の法律は個々に改めていくというお考えなんですか。

○政府委員(山下英明君) 別表をごらんいただきますと、たとえば消防法ですとか、毒物及び劇物取締法ですとか、ずっと並んでおりますが、それらの法律にはそれぞれその法律独自の目的がございまして、それとの関連で消費生活用品の規制もしておる、こういう実態でございます。したがって、私どものほうは、この一般法によって、その各個別、既存法の安全規制をとれるかどうかというところを検討した結果、それはとらないほうがよからうというところで書き分けたわけでございます。かつ、それぞれの法律は別個の目的に関連した規制でございますので、統一がむずかしいという現状でございます。

そこで御指摘の、それでは消費生活用の安全規制という観点だけを見たらどうか、既存法のほうがおかれて不備な点をどうするかということでございますが、私どもは、今回この法律が通りましたあとは、できるだけこの法体系に近いものにそれぞれの法律で近づけてもらおう、こういう方針でございます。ただ、それにはそれぞれの法律に別個の目的がありますので、限度があるということも承知いたしております。

○小野明君 最後に、これは大臣がおられませんかから政務次官にお尋ねをいたしますが、いままでいろいろ問題点を指摘をしてまいりました。特にこの安全法というのは私も賛成をいたしております。また、なかなか発動の条件がきびし過ぎる部分がある、あるいは改めるまでの間は運用に

よって発動できやしないような実例をつくっていく、こういう面が非常に大事ではないか。特に、国民に対する周知徹底という面が非常に重大だと思ひます。これらの点について十分配慮の上、実現をさせていただかなければならぬと思ひますが、これらについて御所信を承りたいと思ひます。

○政府委員(矢野登君) 新しい時代の要請によって生まれ出る法律案ということ、しかもこれが国民生活、あらゆる方面にわたって非常に複雑多岐な問題を含んでおると思ひますので、御指摘になりました問題につきましては、十分に国民に周知徹底をし、この法の運用につきましまして遺憾のない方策を講じて進んでいきたいと存じております。

○小野明君 終わります。

○中尾辰義君 先ほど小野君から質問ございましたが、一般消費者が特定製品の使用によりまして生命にかかわる被害を受けた、その場合に製品安全協会から相応の賠償金をもらえる、そういうことでありますけれども、先ほどのお話を伺っておりますと、この賠償額に対しては保険会社が査定をする、そういうふうにお伺いしたんです。その間に安全協会が立てて納得できるような金額にしたいと、こういうような意向であったように思ひますが、この点を私は再確認しておきたいんですけれども、一般消費者とそれから特定製品の業者、それから安全協会、それに保険会社、こういうふうになるわけですね。それで被害を受けた消費者としては、特定製品の業者に對して、あなたのところの品物はこういう欠陥があった、こういうことでこういうような危害を受けた、賠償を請求すると、こういうことになるわけですね。それで、安全協会はそれに対して保険会社に通報をし、中をとって査定等をしてもらう、どのぐらいにしようかと、その辺ですね。最終的には一体、適正な賠償額はどこが定めるんですか。その点もう一べん確認しておきたいんですがね。

○政府委員(山下英明君) 協会は、まとめて保険をかけた立場にございます。たとえば六十三条三

号の「一定の金額の範囲内でその損害の賠償を確実に受けることができるようにするための措置をとること。」というちょっとややこしい表現になっておりますが、その意味は、被害者たる消費者が本来ならば欠陥商品を出したメーカーに損害賠償を要求する権利を持つわけでございますが、これは民事訴訟でやってもらうとして、その生産物賠償保険をメーカーが保険会社にかけておくべきものを、かわって、まとめて集合的に保険をかけてあげる立場に協会はございます。そこで事故が発生した場合は、その被害者が保険会社から保険契約に基づいて保険金を取るわけでございますが、その際に、協会としましては消費者の立場に立ちまして、先ほど申し上げましたように公正な保険金額にする、それから迅速に簡単に保険金が支払われるようにする、これが一つでございます。

そして今度さらに、それじゃ民事上の損害賠償はどうなるか。もし、被害者がその保険では不十分であるから、自分は民事上の損害賠償請求をするという場合には、それまでできるだけ確実に受けられるように協会は助ける。「受けることができるようにするための措置をとること。」というのは、そういう立場をさしているわけであります。○中尾辰義君　まあ、民事訴訟もあることで大体了解したように思いますけれども、再度伺いますけれども、この最終判断ですね。これは結局、保険会社の査定ということがおもになってくるわけですか。ですから、こういう法案の制度ができて、安全協会が被害者に対してその賠償を補償すると、こういうことですから、やはりこの安全協会がこういうような御迷惑をかけたというところで、その製品の権威を守る意味からもその保険会社にまかせないで、こっちが主導権をとって、安全協会が主導権をとって、この程度の賠償をしなれば申しわけないというような点でやはり結論をつけるべきじゃないかと思うのです。どうしても保険会社は営利会社ですから、これは火災保険にしても御存じのとおりです。特に部分的

に焼けたとか、半分焼けたとか、そういう問題については非常に保険会社はけちって、ずいぶん金額が違う。そういうようなことが、これまた保険会社にのみたよっておりますと——まあこれはたよっておりますというわけではありまけんけれども、どうしても被害者に不利な面が出てくるのではなにか。だから安全協会の主張が大かた通るような何かつくらなきゃいかぬのじゃないかと思っておりますが、その辺いかがですか。

○政府委員(山下英明君)　安全協会も、おっしゃいますとおり、その安全マークをつけて安全性を保証しておるわけでございますので、当然、事故が起こればその範囲では自分自身の責任もあるわけでございます。したがって、ここで申し上げます保険金なり補償額というものは消費者から見ますと、そもそもそういう欠陥商品をつくって売ったメーカーの責任はどうしたのかということのほかに、安全協会はそれを検査して、マークを張って自分に保証したじゃないかと、保証したというのは安全性を約束したじゃないかという当然不服がございます。で、その意味で、保険金にはその両方を含んだ形になっておりますのと、さらに六十三条の五号で、三十万円程度の金額を即座に交付するという条項がございますが、そこには安全協会の責任の分担を特に強調しておるわけでございます。で、事故が起きて、この条項に従って三十万円を渡しまして、そして後刻、保険会社と消費者との間で保険約款に従う保険金額が出れば、その三十万円はその一部にみなされますが、もし、保険約款にからなくて保険金も出なかったという場合でも、その三十万円は被害者のほうに差し上げることとなります。したがって、協会としても当然責任賠償の立場にございます。したがって、自分の責任と、それからメーカーと保険会社との間に入って、消費者のために補償を確実に迅速にする役割りと、この二つを協会にやってもらう。で、実際上は、私どもの方針では、協会に補償金査定のための専門の課を置く予定でございます。そして保険会社の一方的な査定に対して

は、協会として介入していくつもりでございます。

○中尾辰義君　まあ、当然そうでなければならぬと思います。それは被害を受けた消費者の立場を考えてみますと、再保険がどうであろうと、そういうことは全然関知しないわけですからね、これは。私はこういう製品でこういう被害を受けた、どうしてくれるんだと、こういうことになります。安全協会のほうには三十万円限度としまして、とりあえずお渡ししておきますけれども、それ以上は保険会社の査定を待ちましてからと、そういうことになるでしょうが、消費者という立場から考えると、再保険がどうのこうの、そんなことは関知しないことですからね。ですから、安全協会がこれはやっぱり主導権をとって、保険会社の査定にまかせる、あるいは牛耳られてしまうということがあるてはたいへん申しわけないと思うんです。この制度の意味を殺してしまおう。ですから、いま局長がおっしゃったような専門の査定官を置くとか、それもけっこうでしようけれども、その際も公平にひとつやってほしい、これは希望しておきます。

それでは最初から少し、大体質問も出しましたので簡単にお伺いしますけれども、消費者保護基本法第三章に、「行政組織の整備及び行政運営の改善」、それから第十六条には、「国及び地方公共団体は、消費者の保護に関する施策を講ずるにつき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。」それから十七条の「消費者の組織化」、「国は、消費者がその消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。」それから第四章には、「消費者保護会議」、十八條に、「総理府に、附属機関として、消費者保護会議を置く。」それから「会議は、消費者の保護に関する基本的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進する事務をつかさどる。」と、いろいろここに書いてあります。それに第十九条は、「会議は、会

長及び委員をもって組織する。」「会長は、内閣総理大臣をもって充てる。」と、こういうように出ておりますが、この法律ができてからやっと今日の安全製品に対する保護法も出たわけですが、今日までどういうような運営をされて、どういうような仕事をしておいでになったのか、その辺ちょっと参考にお伺いしたいのですが。

○説明員(野斗隆文君)　消費者保護基本法ができてからちょうど五年になるわけでございまして、この間、毎年一回ずつ消費者保護会議を開いていただいているわけでございますが、そこでその年度によりまして各省庁の消費者保護政策、これを決定をして、それを保護会議のあとで各省庁で実施していただいております。

たとえば昨年の第五回の消費者保護会議では、百八十項目という消費者保護に関する問題が議題になったわけでございます。これを昨年の保護会議以降各省庁においてその実施につとめてきたわけでございまして、その実施状況につきましては、私どもで毎年五月ごろ、現在でございますが、実施状況を全部フォローアップして各省庁から報告を受けているというようにございまして、消費者保護行政の進展をはかっているというようにございまして。

○中尾辰義君　それで、この消費者保護会議の会長は内閣総理大臣と、こうなっておるのですが、総理が出席されたことはあるのですか。

○説明員(野斗隆文君)　総理は、もちろん出席されております。

○中尾辰義君　何回ぐらい……。

○説明員(野斗隆文君)　全部出ていただいたのだらうと思うのでございますけれども、三回、四回、五回の保護会議には御出席いただいております。

○中尾辰義君　それでは各論を少しお伺いします。第二条の「定義」のところですね、ここで特定製品につきましてその商品の範囲が出ておりますが、この特定製品というのは大体二十品目ぐらいというようにも考えておられるようでありますけれども、二十品目というのは大体どういう

ような品物をお考えになつていらつしやるのか、その辺。

○政府委員(山下英明君) 二十品目と申し上げましたのは、三月末までの今年度予算において指定をしていこうという私どもの概算の数字でございます。

現在、それではどういふものを候補に考えておるかということでございますが、たとえば圧力なべ、これはふたの作動不良のために安全性が確保されない、そのための事故も起きたのでこういうもの。それから、一時大きく問題になりました炭酸飲料水のびんでございます。それから登山用のザイル。それから水中で使いますガン——鉄砲みたいなもの道具でございます。あるいはスプレー用ヘルメット、またブレイキに使いますブレーキ液、ただいま六つ申し上げましたが、こういったような品物から拾っていくべきだと考えます。

○中尾辰義君 それじゃ、二十品目はまだ決定しているわけじゃないんですね。

○政府委員(山下英明君) しておりません。

○中尾辰義君 それから次に、いろいろ用品に対する取り締まり法がありますけれども、電気用品取締法とか食品衛生法、あるいは毒物及び劇物取締法、こういうふうないろいろな法規がありますけれども、こういったような法律との権限調整は一体だれがおやりになるのですかね。その辺いかがですか。

○政府委員(山下英明君) この政府原案を国会に提出する前、閣議決定をいたします前に関係各省と私どもはその点をすべて詰めております。したがって、この原案で国会を通していただいた場合には、各個別既存法との権限は調整されておると信じております。

○中尾辰義君 それからマークのことですがね、基準に合格したマークはもう考えていらつしやいますか。どういふようなものをお考えになつているのか、わかつておればお伺いしたい。

○政府委員(山下英明君) マークのデザインはま

だきめておりません。これは法律が通りましたあとで審議会におはかりした上できめていきたい。ただ、方針としては、この法律だけでもマークが二つできますが、既存法によるマークとの関係もございまして、一般消費者がわかりやすいような、まぎらわしくないものにしたいと、こう思っております。

○中尾辰義君 それからこの安全マークの普及ですね、普及指導費は五百三十一万円出てるようですが、これは具体的にどうやって普及なさるのか、その辺お伺いします。

○政府委員(山下英明君) 御指摘のとおり、私も五百三十万円というのは普及費としては不十分と思っております。しかし、初年度としてはやむを得ずこういう金額でございまして、ポスターですとか、あるいはリーフレットの作成、配布とかでございまして、本格的なラジオ、テレビによる広範な普及活動には足りない予算でござい

ます。

○中尾辰義君 それから、これは参考人のほうからも問題にされました例の発起人あるいは評議員、役員、そういう人の中に学識経験者とか、出ておりますけれども、これはどうなんですか、業界の人は含まれないのですか、その辺のところをちょっとお伺いしておきます。

○政府委員(山下英明君) 協会の発起人、役員、評議員には業界の代表を加えません。

○中尾辰義君 そうしますと、学識経験者、この経験者の中には業界の方は含まれないと、こういうことになりますね。

それから、これからでしょうけれども、あなたのところで現在考えている製品安全協会に加盟が予想される大中小のメーカー、どのくらいお考えになつていらつしやいますか。その辺はいかがですか。

○説明員(村岡茂生君) 御説明申し上げます。

特定製品の候補、あるいは協会が行ないます自主製品の候補、われわれ内部ではいろいろ検討は進めておりますけれども、最終的には、本法が成

立し、審議会において議論を経た上で定まるということになつております。したがって、その品目に応じてメーカー数あるいは大企業、中小企業の比率等も変わつてまいります。現在においてはつかまえておりません。

○中尾辰義君 そういうような紋切り型の答弁じゃ、委員会も——いつもそうなんですな。ここで別にあなたの方の答弁を聞いてとちめてやろうというふうなことは考えていないのだから、大体われわれはこのくらいというふうなことを言うてもらわぬと、何を聞いても、審議会に聞いて何だかんだじゃ、こつちだつて質問する気も起こりませんよ。だから、大体のことはしゃべつてもいいじゃないですか。

○説明員(村岡茂生君) それでは、非常に未確定の数字で御理解いただきたいと思ひます。

品目別にメーカー数は違ひますので、たとえば圧力なべでございまして、現在六社メーカーがございまして、その大部分は中小企業ということになつております。それからコカコーラのびん、これを指定いたしました場合には、びんメーカーの数にいたしまして四、五社でございまして、なおボトルのほうもこの安全規制の対象になろうと存じますが、二、三社あるものと承つております。それからそれぞ浄水器というものの、これはいま申し上げませんが、これが対象になりますと、メーカー数にいたしまして約五十一社が対象になります。そのうち二十一社が大企業で、三十社が中小企業ということになります。それからブレイキオイルでございまして、これを対象にいたします場合、二十一社が加盟をしてまいりますが、そのほか必ずしも数字をつかまえておりませんが、若干アウトサイダー的な事業者が十社あるというふう聞いておりますが、その場合はすべて中小企業者でございまして、そのほか登山ザイルの場合は約五社とか、あるいは玩具を指定いたします場合、非常に企業者が多くございまして、玩具全部合わせますと、企業者の数は約六千社に及ぶものと推定されております。そのほかいろいろ

品目別に応じまして参加すべき企業者の数は変わつてまいらうかと存ずる次第でございまして。

○中尾辰義君 それじゃ、特定品目はこれからきまるわけですが、大手メーカー等が自分の社内においていふような自主検定設備、そういうものを持っておるというふうなことで、特定製品の登録業者に入らない、そういうケースはないかもしませんが、それを断るといふようなケースも考えられるかもしれない。いまのところ、大体二十品目くらいですかね。いまのところは、その特定製品以外のものもたくさんあるわけですが、そういうものが事故を起こした場合、これは先ほども質問がありましたけれども、いわゆる登録業者以外のアウトサイダーがそういう事故を起こすような品物をつくつて被害を消費者に与えた場合、これはやはり登録業者に対する場合と同じような違反の罰則ということになつておりますがね。この辺はいかがですか、入らないのは。入つても入らぬでもこれは同じような取り締まり法ということになつておるんですね。入れば安全マークという検印がもらえるというだけの利点で、その辺どうお考えになつていらつしやるのか、お伺いしたいんですが。

○政府委員(山下英明君) 私どもは、こういうぐあいに法律で定めるまでして協会の組織をきちつとしまして、できるだけ皆さんのメーカーに入つてもらうつもりでおります。ただ、特定製品以外も考えますと、協会に入らない、したがって、協会の手続による保険もかかってない、基準もないというような製品が出来る。その場合は、先ほど御議論いただきました八十二条の「緊急命令」で処理していくわけでございますが、被害を受けた消費者はどうなるかといへば、これは現状のような民事訴訟でやっていたくしかないと思ひます。したがって、私どもの方針はそういうケースを、まあそれを野放しと表現しますと、野放しの事故をできるだけ少なくするように新製品までチェックして、危険である、事故が起きそうだというものはこの法律の網をかけていく。特定

製品に指定するなり、自主基準をつくってもらう、そういう方針でやっていきたいと思いが、漏れてそういうものができれば、現在の民事訴訟の範囲でやっていただくということになります。

○中尾辰義君 それから第四条の「検定及び販売の制限」、このところで、輸入品のチェックはこれはどこでやるわけですか。

○政府委員(山下英明君) この検定の仕事自身はできるだけ従来の、既存の、たとえば輸出検査機関等を活用してやるつもりでございます。したがって、特定製品と指定されましたあとは、輸入業者は、そういうところで検定を受けてからでないと販売ができないということになります。

○中尾辰義君 これはこの法案の適用外であると思えますけれども、輸入のトマトジュースのかん詰めですね。これが基準をこえる鉛が検出をされていると新聞にも出ております。この中にこういうことが書いてあるんですよ。「輸入食品のチェックは、輸入の段階で厚生省が行なうことになっているが、係員が少なく、検査もれのまま販売されるケースも多いという。食品中の鉛は、成人が一日に一ミリグラム以上長期間にわたって摂取し続けると、顔面蒼白、貧血などの中毒症になるおそれがある」云々と出ておりますがね。この場合はもちろん厚生省になります。そういう輸入のものに対する検査、これは輸出検査機関でやるとおっしゃったのですが、その辺検査員も非常に少ないと、そういったようなところからいろいろの問題が出てきやしないか、そういう体系はどうなっているか、輸入品の検査体系は。

○政府委員(山下英明君) いま指摘されました例は食品衛生法、厚生省でございますが、この法律で輸入品も法の対象にいたしますが、扱いは国産品と全く同じでございます。そうして、この法律の対象は全国津々浦々に及びますので、私どもとしては、先ほど申し上げたような現在ある輸出検査機関及びその組織を使いますれば、比較的不便のないように全国にいくと思っておりますので、そこ

で検査をさせますが、その場合、陸揚げされた輸入品も販売する前に、そういう輸出検査機関に持たせて検定をしてもらう。ただ国内品と違いますが、製造設備等の型式承認ということはいまありませんので、結局一品一品の検定になります。一品一品といいますが、これは抜き取り検査になりますけれども、結局製品の検定になります。その点は国内と違いますが、あとは全く同じ扱いでございます。

○中尾辰義君 それから、第四条の輸出用の特定製品につきましては、これはどうも例外扱いになつていくようですが、これはどういふわけなんですか。

○政府委員(山下英明君) これはやはり製品安全ということも、だんだんと各国共通の問題になつてきておりますので、輸出者たる日本側で検査してあげるといふことはいいことではあるのですけれども、ただ現状をつぶさに見ますと、輸出国がかりにヨーロッパ、アメリカというような場合、アフリカ、アジアというような場合、それぞれ相手先によって製品安全の概念から、制度から、運用から違ひまして、日本の国内法でこれと安全だとマークをつけることがよしあしの場合がございまして、一応、相手国の製品安全規制にまかせようという考えでございます。しかし、それによつて輸出品の安全問題が劣悪になるとか、そういうことであれば、これは従来どおり輸出検査法によつて規制していけますし、それは従来と変わらなくやっています。輸出検査法でやるということですが、同じ品物が国内においては安全マークが表示をされておるわけですから、それによつて輸入をされるほうも安心をしておるわけでしょう。そういうことで輸出品は別扱いになっておりますけれども、その辺多少、まあ業者を疑いますとあれなんですけれども、若干心配な面もあるように思っています。

そこで、いま輸出の問題が出ましたので、これは夜光時計の放射性物質のことについて通産省と

科学技術庁の意見がまだ合っていないようなことも出ておりますが、これは「輸出か、環境保護か」、こういう見出しになっておるのです。これは夜光時計の文字盤や針に塗ってある微量の放射性物質の規制をめぐって、通産省工業技術院のほうはゆるい基準である国際基準を押し通しておるわけですが、片方、科学技術庁のほうは、放射能汚染が心配される、そういうことで、基準緩和についてははなはだ危険である、こういうような見解が出ておりますが、これはどうなりましたか。

○説明員(佐藤淳一郎君) 自然発光性の塗料につきましては、夜光の携帯時計及び夜光の置き時計あるいは掛け時計の工業標準を制定するために、放射線障害防止の技術的基準につきまして、科学技術庁にございまして放射線審議会に現在諮問している段階でございますが、この背景となつておりますのは、新聞にも報道されておりますように、実はこの関係の日本標準規格がまだ制定されておりませんが、国際標準規格というものが規格の国際機構といたしまして、ジュネーブに本部がございまして、そこで一つのいわゆる原案としてこういう規格が、国際規格の原案が日本に回つてきておるわけでございます。日本はこの国際標準化機構、いわゆるISOと申しておりますが、ISOに加盟してある国でございまして、ジュネーブでつくられた原案に対しては、その加盟国はその国際標準規格にできるだけ調和していくということが義務づけられておるわけでございますが、そういう観点に立ちまして、向こうから送つてまいりました国際規格の原案に對しまして、日本の標準調査会がこれの検討を始めたわけでございます。

ところが、向こうのいわゆる国際標準、ジュネーブから持つてまいりますところの原案は一応、数量が大体百五十マイクロキュリー以下というところになっておるわけでございますが、実際、現在この放射性物質に關します法律といたしましては、放射性同位元素等による放射線障害の防止

に關する法律、施行令というものがございまして、これは大体百マイクロキュリー以下ということに規定されておりますので、それをオーバーするかどうかになるわけでございます。で、国際的にはそういうことで日本の五割り増しを安全と見ておられますし、日本では一応百ぐらいだということを見ておるわけでございますが、これにつきましては、審議会におきまして、単体、一個のものとしての安全の基準としては大体百五十でも問題ないわけでございます。われわれのほうもJISとして考えておりますのは、個別単一物件の容量の最大限度をJISとして規定するわけでございますが、ただ、問題としては、それを集合として集める、いわゆる小売り屋さんあるいは問屋の場合は、それを何個集めて扱うことになるか、その辺が非常に問題でございます。

したがって、JISとして国際規格並みに扱つて、個別のものについての安全性の問題としてはさほどどちらをとつても、国際規格をとつても問題ないわけでございますが、そういうも、集合として扱つた場合の扱い方がこの審議会の問題になっておるわけでございます。そういう意味では、国際規格そのものと単一物件に対する容量の問題とはやや異質の問題でございますけれども、しかし、結果的にそういう問題は波及して大きな問題になりますので、ものがものだけに慎重にひとつ御審議願つて、その結論を得た上でわれわれのほうとしてはどう取り上げていくかということに對処したい、こう考えておる最中でございます。

○中尾辰義君 それじゃこれで終わりますけれども、安全協会の「業務の委託」のところですが、協会は、主務大臣が指定する検査機関に對し特定製品の検定等の事務の一部を委託することができると、こうなっておりますがね。この辺は、これは地方のどういふ機関に委託されるのか、少し詳しく説明してほしいのです。

○説明員(村岡茂生君) 安全協会が検定等の事務を特定の検査機関に委託する先でございますが、

主として現在輸出検査法に基づきまして指定検査機関となつてゐる機関、これが主体になるわけでございます。この指定の基準といたしましては各種のものがございまして、たとえば、公正に検査をする能力があるというような一つの要件になつております。

具体的に申し上げますと、これらの機関数でございますが、三十九機関でございます。やや例示的に申し上げますと、たとえば陶磁器に關しましては日本陶磁器検査協会、百人の職員を擁してゐる団体でございます。検査事業所十五カ所を保有してあります。それからたとえば洋食器の場合は日本金属洋食器検査協会とか、あるいはおもちゃの場合は日本金属玩具検査協会とか、日本プラスチック検査協会とか、それぞれの品目に応じたそれを得意分野とする検査機関がわが国には三十九機関あるわけでございます。これらの総体の職員数を申し上げますと、約五千人強、検査機関の事業所の数を申し上げますと、全国に約四百五十強の事業所を保有してゐる現状にございます。品目に応じてこれらの検査機関の中から適切な機関を本法に基づきまして主務大臣が指定していく。その中から協会が委託をする、こういう体制にならうかと存じます。

○中尾辰義君 もう一つ、これで……。この九十六条の「権限の委任」のところですね。立ち入り検査に従事する職員につきましても、これは地方の府県に権限を委任することができると、こういうことですね。その辺がまあどういふような組織——組織といひますか、府県のどういふところに委任するのか。それからそういう立ち入り検査等のいろいろな指導、その辺ですね、どうなつてゐるのか。連絡はどうなつてゐるのか。立ち入りをした場合の権限はどうなつてゐるのかですね。その辺ひとつ説明してください。

○政府委員(山下英明君) 主として頭に置いておられますのは、都道府県の職員とそれから各地にございます消費生活センターの技術者、こういう方々でございます。すでに私も商品テスト

の技術研修を毎年やつております。また、いわゆるコンサルタントという資格で消費生活センターの技術者を養成するために、日本消費者協会に委託金を交付いたしまして年に二回、約七十人の養成事業をいたしております。これはもつと強化していく方針でございますが、立ち入り検査の際にこういった人々に委託してお願いしていきたい、こう考えております。

○中尾辰義君 これはもう税務署にしても警察にしても、特にこの辺でいざこざが起こるわけですね。立ち入り検査員の権限というのはどこまであるんですか。まあ、もうちょっと具体的に言いますと、立ち入り検査をして品物をいろいろ点検をする。そのとき相手が拒否した場合、強制的にそれを検査し、あるいは証拠物件等を持って帰る権限があるのか、まあそういうところまでが権限があるのですか、その辺ちょっとお伺いしておきたい。

○政府委員(山下英明君) きわめて實際的、具体的に御質問しておられると思いますので、微妙な点もございまして、たとえば、今回の法律各事項に基づきまして製造業者の現場に立ち入り、そして検定、型式承認、登録に關連する資料や帳簿を見せてもらう、これはもちろんできるわけでございますが、さらに、それを持って帰るぞといった場合に、向こうが了承すればよろしいですが、了承しなかった場合に書類を押収して帰れるかというところになりますと、個々のケースで私は微妙な問題になつてくると思います。しかし、それではその場合で全部復写して持つて帰るからと言へばこれは可能だと思ひます。これは先生がいま御指摘になりました国税徴収法における立ち入り検査の場合の微妙な限界がございまして、それがまた同時に、この法律施行の場合でも一つのルールにならうかと思つております。

○中尾辰義君 私がこれをお伺ひしたのは、警察官の場合、税務署の職員の場合、公取の職員の場合、また年度のこの職員の場合、いつも現場で問題が起こるんですよ。だから、消費者のほうも

もちろんこういう詳しい法律はわかりませんが、それで結局は書類を持つていかれた、品物を持つていかれた、証拠物件を持つていかれた、そして返してもらつたけれども、品物が一つ二つ足らぬとか、書類が足らぬとか、あるいは持つていくのだったら預かり証ぐらいやればいいのに、それもやらないで強制的に持つていつて、何が何やらわからなくなつたとか、そういうことでござつたが起つてゐるものですか、私はお伺ひしたのですが、これはここにも若干出ておりますけれども、そういうような書類あるいは証拠物件等を持つていく場合は、当然、これは預かり証等は出すのが至当じゃないかと思うのですがね。それと強制的に持つていくのかどうか、もう一度再確認しておきたいと思ひます。預かり証なんか出さなくてもいいの。

○政府委員(山下英明君) 私は預かり証は出すべきだと思ひます。預かつていく場合には、それから、当事者がこれはこういう理由で持つていつては困ると言つたものを、いや、法律上の立ち入り検査権があるからといつて押収、持ち帰るべきではないと思ひます。

○委員長(佐田一郎君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分開会

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

午前中に引き続き消費生活用製品安全法案を議題とし、質疑を行ないます。

○須藤五郎君 じゃ、質問いたします。

よく電子ジャーやテレビ、充電中に燃え出す電気カミソリ、異常燃焼するガス瞬間湯わかし器、突然爆発するコーラなど、近年、欠陥商品があとを断たないと思ひますが、しかも大量生産、大量販売を行なうために、本来、設備も近代化され、

品質管理もすぐれてゐると一般の人は思つておるわけでございますが、大企業製品の事故例が最近目立つておると思ひます。この欠陥商品の原因は、安全性の無視または軽視による大企業のもうけ本位の考え方、姿勢、体質そのものに加えて、大企業に甘い通産省など、国の行政姿勢がこれを助長してきた結果であると思ひますが、通産大臣は、欠陥商品の発生する原因及び大企業と通産省の責任をどういふふうに認識していらつしやるか、まずお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 従来、欠陥製品の事例が非常に多かったのはまことに遺憾なことでございます。そうしてその原因として考えられますのは、一つは、近年、所得水準の向上と技術革新の進展に伴ひ、複雑かつ高性能な消費生活用製品が次々と開発されてきたということ、次に、反面、安全性の確保について企業のモラルが遺憾ながら必ずしも万全でなかつたということ、また、数多い消費生活用製品すべての安全性確保をはかるための法的措置が十分でなかつたということ等であると思ひます。

通産省としましては、従来とも電気用品取締法等による規制、あるいは各種の行政指導により、消費生活用製品の安全性の確保のための努力をしてきたところでございますが、欠陥製品が事例として多いのはまことに遺憾でありますので、今回の法制定の機会を機に、欠陥製品の取り締まりに万全を期するとともに、安全性に關する企業の自主的努力の促進とモラルの向上に最善の努力を尽くしたいと思ひます。

○須藤五郎君 いま大臣が御答弁になつたように、せっかくこういう国民が危害を受けるようなことのないように、つとめてそういう欠陥商品の一掃のために努力していつていただきたいと思つと同時に、何と申しますか、問題が起つてからそれを取り締まるという、それでは私はやはり不十分だと思ひますので、問題の起る前に、そういう危険状態が起らないように、通産省としては万全の措置をとつていく必要があると思ふんです。

速に取り入れる。そういう仕組みによりまして、この法律の国みずからの行政以外の分野を補っていくべきである、こう考えております。

○須藤五郎君　局長はいろいろおっしゃいますけれども、私は、それでも消費者の立場に立てば安心ができないというように思うのですね。それはある段階でそういうこともあり得るでしょう。しかし、それまでに事故の起こる危険というものもあるわけですね。コーラびんが一本割れたらコーラが中から漏れてしまったぐらいのことならともかく、その市販された直後に買った人がもっと大きい事故を起こしたというようなこともあり得ない

とは私は言えないと思うのです。だから市販の前
に何かの調査機関でよく調べて、これならばだい
じょうぶだというそういう結論が出てから市販を
許すという、私はこの姿勢のほうが正しいように
思うのですが、大臣、あなたはどいうふうにお
考えになりますか。これで絶無だと言えないとい
うことは、それは私は絶無だとは言えないと思う
のですが、絶無ではなくてもゼロに近いように
持っていくのが私は法の精神だと思うのです。そ
ういう立場に立つならば、やはり市販の前にある
程度の確信は持たなければあぶないんじゃない
と私は思うのですが、大臣、どいうふうにあな

たはお考えになりますか。

○政府委員(山下英明君) 大臣の前にちよつと事務的な説明、よろしゅうございますか、あとから大臣が……。

先生の御指摘の点は、あるいはアメリカの法律等でやっておる新製品の事前審査等のことを言つ

ていらっしゃるのかと思いますので、その点け
ちよつと説明いたしますが、私どもがこの原案を
考えましたときは、それは非常に広範な商品に及
びますし、それから年々歳々新技術革新の商品が
出てきますのを、全部政府なり、あるいは公約機
関が販売の前の事前審査制度でやるということは
不可能じゃないかと、こういう結論で、法案その
ものの立て方をこの原案のようにしたわけでござ
います。ただ、アメリカなどでやっておりますの

も、非常に範囲を狭めまして、エネルギーの転換、デザインの転換、こういう場合の新製品に関しては事前に審査をしない限り市場に出しちゃいかん、こうやっております。で、そのたてまえをどっちがいいかという議論だろうと思えますが、私どもは一応こういうことで特定製品を中心に行政をやる、それからそれ以外のものは協会の自主規制でやる、それ以外のものは先ほど言ったような消費者とメーカーのモデルで補っていくというほうが実際のだと思った次第でございます。ちょっと事情の説明だけなものですから事務局から……

○国務大臣(中曾根康弘君) 理想的に考えますと、須藤委員がおっしゃるほうが万全の措置であるだろうと思えます。で、そういうことができれば私はそれがよりいい方法であるだろうと思えますけれども、実際は行政能力とか、あるいは定員とか、あるいは全部くまなく新製品について目を通して試験をするということはかなり手数も正直に申し上げて要ることであると思えます。そういう意味で、改善の策としていまのような何段階かのやり方で国に直接届け出て、特定製品としてやるもの、あるいは自主的にやるもの、あるいはモラルにまかすもの、そういう何段階かに分かれて規制しておるとするのが正直な話だろうと思えます。しかし、これでも事故が一回起きるというようなことになりまして、回収命令を出されたりいろいろやったほう自体がまたそれ相応の報酬を受けるわけでありまして。そういう面と、それからやはりそういうようなことを繰り返すような会社や商店等については、われわれ自体が今度はさらにいろいろな監視とかそれなりの監督を強化いたしまして、そういうことを再び起こさないような行政指導も強化していきたいと思っております。まあ正直に申せば、先生が言うのがもっと万全な措置だと思えますが、これ自体まずこの程度で出発してみたいと、こう思うわけでありまして。

○須藤五郎君 中曾根さん、私たちもこの法案は

賛成の立場に立っているわけなんです。しかし、法案というものは賛成する、反対するどちらにしても、立法院のわれわれとしましては、一たん法律になった以上その法律に対して責任を非常に感じるわけなんです。地方へ行っているいろいろな問題、この問題とは違いますが、いろいろな問題が起って、私たちがそれはこうしたいじゃないかと言っても、その地方の行政官は、先生たちがこんな法律をつけたのがいけないじゃないですかと、それだったら法律をつくらなければいけません。それから私たちが私たちが非常に苦しい立場に立つわけなんです。おれはこの法律をつくるに反対したんでは済まなくなっちゃうわけですね。だから私は、特にこの法案を賛成する立場に立って少しでもよくして、そういうことのないようにしていきたいというこの執念を持っているわけです。

それで、こまごましたところまで私は質問しませんが、もしも、かりに中央行政府だけでそういうことができないというならば、地方自治体の府県のそういう機関に委嘱してでも、私は、販売前にいろいろな検査はできるだけの、という姿勢のほうが正しいと思うんです。それで、中曾根さんも私の言ったことのほうがそれはいいというふうにおっしゃいましたけれども、手続や人数の点やいろいろなことではなかなか中央としてできがたい点があると、こういうふうに言っておられますが、それならば地方の府県にも委嘱して、そういうことをさして、できるだけやはり販売前にある程度の確信はつかんでから売り出すようにしたほうが私はいいと思います。そういう方向でひとつ通産省は大いに検討をしていただきたいと思っております。一言簡単に答えさせていただきます、それから次に移りますから。

○国務大臣(中曾根康弘君) われわれのほうでは、大体、こういう製品は危険だと思われるものはマークしてありまして、それであるいは電気器具の取り締まり法とか、諸般のいままでの特別法

がございまして、それらによって一応規制もしておりますし、今度はこういう法律によりまして大体この辺が、たとえばヘルメットであるとか、あるいは登山用のザイルであるとか、あるいは圧力がまだあるとか、あるいは子供用の、こういう子供を運搬していく何というんですか、ベビーカーのようなものとか、そういうものに応じて、これは被害者の立場のほうから考えてみて、こういうのはあぶなそうだからこれは規制しよう、これはだいたいぶなだろう、そういうふうな見当をつけて、一応消費者の立場でそういう手配はして安全を確保するようにしておるわけでございます。ですから、これでやってみまして、それでもしそれでもわれわれの手の届かないようなものや不測な問題が起った場合には、先生のおっしゃること

も将来考えていかなければならぬと思えます。○須藤五郎君 えらいくどいですが、将来そういうことが起ってからはおっしゃる通り、通産省がそこまで確信を持ってやるならば、まあやってみていただきたい。それで須藤五郎の前に頭を下げて済むようにやってみてほしいと思ふのです。そこまではつきりおっしゃって私の言ったようなことが起った場合、通産省、よくに頭を下げて下さるやしません、いいですか。それはつきり言っておきます。だから、十分に注意をしてやってもらいたい、こういうこととですね。

それでは次の質問に移ります。電気用品の取り締まりについては、従来から電気用品取締法があり、技術基準、安全基準をも定めて技術基準の順守義務を課しておりますが、衆議院の商工委員会が公益事業局の説明員は、技術基準に違反するものは年によって違いますが、約十何%程度ある、それについては改善命令あるいは回収指示等もしている、こういうふうな説明をしていらっしゃいます。通産省の調査した範囲内でも、毎年十何%の違反があるという事実は驚くべきことだと思えます。この事実は、特定製品の安全基準を定めてもやはり相当の違反が起り得る

ことを示すものではないかと思えます。電気用品取締法の安全基準をメーカーに守らせる上からも、また特定製品の安全基準を守らせる上からも、安全基準に違反するものがあればこれを公表すること、これがこの法案の趣旨である消費者保護の精神に沿うものであると思えますが、公表するのかがどうかという点をばつきりお答えを願います。

○説明員(和田文夫君) 電気用品につきましては、先生のおっしゃったような結果が四十六年度の試買検査の結果出ております。試買検査は相当前からやっておりますが、違反率は逐年非常にゆるやかな速度ではあります、少なくとも減っております。

それから、電気用品の安全基準と申ししましても、非常に余裕をとった安全基準がきめてありますので、安全基準にちょっと違反してすぐ危険につながる、そういう場合は非常に少のうございまして、そういう意味では、もちろん基準を守ることは大事でございますが、基準にちょっと違反したからすぐ危険につながる、そういう性質のものではないと思えます。それから、おっしゃる通りに、改善命令等もふえております。その結果、さつき申し上げた一三%、あれについては全部即座にわれわれのほうから公表をいたしております。

○政府委員(山下英明君) この法律の運用にあたりましては、違反がありました場合には、その訂正措置として各種の命令、行政措置をやる上に必要に応じて公表をしていく方針でございます。

○須藤五郎君 違反したものは公表するということに、必要に応じてということなんでしょうか。やはり違反行為があれば、それは公表して消費者に注意を喚起していったほうがいいと思ふのですがね。その必要あるものにとにかくこの私は内容がわからないんですね、消費者の立場に立って。それはどういふことなんでしょうか、もう違反があれば、それはすぐ公表していったほうが私は適切だということに思いますが、どうですか。

大臣、ものを読んだり、目をつぶらないで私の言うことも聞いていらしたほうがいいと思いますよ、大臣としては。どうですか、どう思いますか、大臣、こういうことは。

○国務大臣(中曾根康弘君) 公表するのは原則的に正しいと思います。ですから、やはり年度別ぐらゐに一括して公表して、それを消費者の団体に知らせるとか、あるいはそういう関係の新聞に載せるとか、あるいは通産省のいろいろなPRの新聞、そういうものも出ていますから、そういうものに載せるとか、そういうようなやり方である程度の応報措置をとることを考えております。

○須藤五郎君 通産大臣は私の意見に同意を示しておられるようですが、年次報告といつて一年に一本では私は足りないと思うんですね。やはりもうこういう違反があれば即刻——といつても、まあ毎日毎日発表するわけにもいかないでしょうけれども、それはできるだけ縮めて、年度別でというようにことごとくなしに、月別なら月別に、やはりできるだけその期間を縮めてそれを一般に公表していくという、この姿勢が私は正しいと思います。大臣もそういう方向で検討してもらいたいということをお願いいたします。

それじゃ次の質問に移りますが、通産省はどのような商品の特定制品に指定する必要があるというふうに考えていらっしゃるのか。その点を具体的にひとつ答えてください。

○政府委員(山下英明君) 現在考えております商品名を申し上げますが、先ほど中曾根大臣からも数種類例示されましたが、圧力なべ、炭酸飲料びん、登山用ザイル、水中ガン、スポーツ用ヘルメット、ブレーキ液、この六種類などは早々に特定制品にしたいと思っております。そのほか、今年度三月末までに予算的には二十品目ばかりにしようと思っておりますが、七番目以降は順次検討して追加していくつもりでございます。

○須藤五郎君 二十品目はまだ具体的にはきまっていないわけですね。まだ検討中ということですね。

○政府委員(山下英明君) はい。

○須藤五郎君 それじゃコーラびんとか、充電式かみそり、カラーテレビなどは、その危険物というので指定する中へ入っているんですか、どうですか。

○政府委員(山下英明君) コーラびんは炭酸飲料びんで入っております。それから電気製品は電気用品取締法でやっております。

○須藤五郎君 カラーテレビも……。

○説明員(和田文夫君) カラーテレビも現在の電気用品取締法の取り締まり対象でございます。

○須藤五郎君 特定制品の安全基準について、第三条では「主務省令で」定めると、こうあるだけで、具体的にどのような内容か、私たちにはわからないわけですね。どうも政府のつくづく法律の中には、政令、政令ということばがよく使われておるわけですが、これは私は昔からの官僚の悪い点が残って残っているんじゃないかと、民を知らしむべからずというふうな、古い時代の官僚臭がまだ残っている証拠じゃないかと思うんですが、こういう点は政令にしないで、この法律の中に明らかに書き込んでいく、このほうが私はいいと思うんですがね。何で政令にしないかやらないのか、それはどういうことなのかですね。

○政府委員(山下英明君) 安全基準は品物別にやるわけでございますが、これこそは一番私もがこの法律の核心として重要視している点でございます。実際にはそれをきめていく手続なり、周知徹底させる点では万全を期しておりますが、なぜ法律で書かないか——それは平たく言ってしまうと、各種各様で、かつ、きわめてこまかいものになると思います。たとえば圧力がまの場合には、その材料の強度から合わせ目のところの円滑さですとか、あるいはふたの取り付けぐあい、所要圧力、あるいは耐圧、衝撃、強度、しかもこういうものを数値であらわさなければ意味がございませんので、実際には私どもは工業技術院が何百というJISを決定してきました積年の経験がございますまして、科学者を含む専門家でわりあい長期

間御討議願って、一品ごとにきめてきたわけでございますが、大体その例にならって今後基準をつくるつもりでございます。しかもつくった基準は、本法による審議会にかけまして最終決定をしていくつもりでございます。

○須藤五郎君 まああまり時間をかけるわけにはまいりませんので、その次へ進みますが、この政令の内容が明らかになるのはいつごろか、また、政令の内容が明らかになったら、即刻発表して消費者に明らかにしていく方針か、そこを伺っておきましよう、いつごろですか。

○政府委員(山下英明君) 関係政令は九カ月以内に、できるだけ急いで整備しまして公示していくつもりでございますが、個々の基準はその政令に基づいて、先ほど申し上げたような手続できめていくということになります。しかし、きまったらこれは公表もし、周知徹底させます。

○須藤五郎君 政令をつくるのに、この法律ができてから九カ月もかかるというのは、ずいぶん私はのろいと思えますね。この法律をつくると同時に、もうそういう作業にはかかって、すぐできるという手回しが必要だと思いませんか。そんな、九カ月といったらもうこゝろ過ぎちゃうじゃないですか。それからまたいろいろなことを、基準をつくるというとなれば、もう二年もかかってしまいますよ。その間にどんどん製品は出て市販されていき、そうしてまたいろいろな危険状態が生じるというふうなわけですね。後手後手になってしまいますよ、それは少し急慢じゃないですか。もう少し早く、きちんとやるべきだと思いませんか。

○政府委員(山下英明君) 失礼いたしました。私はその九カ月というのは一般論として、この法律全部の政令の期限が九カ月以内に施行するものから申し上げたわけですが、御指摘のこの基準の政令は、これはもうできるだけ早くやります。たとえば先ほど先生に申し上げた六品目、これなどは皆さんにお知らせも動かないところだと思っておりますので、そういうものはさっさときめてい

くつもりでございます。

○須藤五郎君 これも最後に私は大臣に意見を申し上げておかなきゃならぬと思うんですが、こういう法律ができたなら、その法律が万全に守られて、そうして一〇〇%効果が出るようにはどうしたらいいかということをお考えになったら、いまのようなのろいようなことでは私はいけないと思うんですね。やはり部下を奮励されて一日も早くその成果があらわれるように、大臣、ひとつ努力していただかぬとぐあい悪いと思いますがね、やったださるか……。

○国務大臣(中曾根康弘君) ごもっともな御意見でございますから、御趣旨に沿ってできるだけ早く政令を施行いたします。

○須藤五郎君 というのは、アメリカの消費財安全法の要約によりますと、とにかく、安全基準の設定もこの法案よりわかりやすく述べられておるんですね、このほうが。私もこれを読みました。このほうがよっぽど具体的なんです。消費者に対しては非常に親切に私はできていると思うんです。わが国の場合もこの例にならってやってみてほしいと、こういうような希望を私は持っているんですが、どうでしょうか、これよりももっとりっぱなものができるか、通産省として。

○政府委員(山下英明君) 基準そのものにつきましては、私どもはJISの経験もございまして、アメリカに劣らない基準をつくり、かつ、それを施行していく自信を持っております。

ただ、御指摘のように、たとえばアメリカがこの基準を委員会から公募しまして、公募した基準を審査して決定するというような方式をとっておりますが、私どもは体系上それと違う。あるいは先生は、英米法と日本の大陸の影響を受けた法律との差を申し上げるのかもしれないが、そういう問題と、それから別にアメリカが行政委員会、しかも行政機構を比較的使用せずにこの安全確保規制をやっているというたてまえをとっておりまして、私どもはそれと違って、むしろ工業技術院なり検査所なり、かつまた、法律に基づく

審議会ではつきり関係者の意見を固めてきめる、そのきめたものはこの法律で政府が責任を持って実施していくと、こういう立て方になっております。

○須藤五郎君 政府の考えておる安全基準の中には、その使用方法とかいろいろそういう細部にわたってまで親切にこれを公表なさるお考えですか、どういふふうに考えていらっしゃるのでしょうか、使用方法などは触れないんですか。簡単に答えてください。

○政府委員(山下英明君) 使用方法は、別にまた品質表示法その他の体系でできるだけ周知徹底させるつもりでございますが、この法律に基づく基準は、通常の使用における各強度その他の基準をきめる方針でございます。

○須藤五郎君 質問、次に移りましょう。

被害者救済制度についてちょっと質問いたしたいんですが、製造業者等の申し出を受けて製品安全協会がその消費者生活用製品について安全性を認めて、この制度のレベルに乗せた商品についてはこの救済制度の対象になるわけだと思いが、特定製品はすべてこのレベルに乗ることになるのかどうかという点ですね。また、製造業者がこの制度に乗ることを申し出していない商品の欠陥によって事故が起きた場合、被害者の救済はどのように行なわれるのか、通産省としてはできるだけ多くの商品がこの制度に乗るように努力すべきであると考えますか、その点はどうかということですね。

○政府委員(山下英明君) 特定製品も被害者救済制度に、この法律の制度に乗ります、かかります。この国の特定製品、それらら協会の自主製品でもないもの、つまり、野放しの現状のようなままの製品で事故が起きた場合には、現状と同じに民事訴訟として損害賠償を請求していただくしかないと思います。したがって、被害者とメーカーとの間の問題でございます。

最後の点でございますが、通産省はこの法律が実施されましたら、一人でも多く協会に入っても

らうように努力するつもりでございます。

○須藤五郎君 それじゃ、この制度に乗ることを申し出ない商品の欠陥によって事故が起きた場合は、やはり民事訴訟で損害賠償をやる、こういうことですね。

それじゃ、この法案によりますと、被害者の救済を消費者の生命または身体に対する事故に限定しておりますが、事故の性質によっては財産被害、物損が生ずる。たとえば石油ストーブや瞬間湯かし器、火をふくテレビなどの事故の場合、人身事故ばかりではなく、火災が起り、家財が焼けてしまうということも十分あり得ることだと思ふんですね。救済は、人身事故に限定せずに財産の被害も対象にすべきではないかと思ふんですが、その点はどのようなふうに考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(山下英明君) 法律の規定上は、六十三条一項三号にございますように、対人賠償——人体の安全を主としたしておりますが、実際問題としていま御指摘のような、ものによっては非常な損害を消費者に与えるものが出てまいります。そういう製品につきましては、私どもは、協会が進んでこの財産——物的損害の賠償保険もあらかじめ付保しておいて、それも消費者の請求に応じて賠償できるように検討していきたい、またそのほかいろいろ判断いたしております。

○須藤五郎君 そうするとなんです、財産に対する被害もやはり救済の対象になると、こういうふうに考えていいんですか、どうですか。

○政府委員(山下英明君) 法律の運用の際に、そういう方向で検討してまいりたいと思っております。したがって、通産省から協会に、この商品については家財道具等の火事が起こりやすいから物的保険もかけておいてほしいと、協会がわかったといつて話がきまれば、その場合には物的損害を賠償いたします。

○須藤五郎君 それじゃ、協会がその場合、あなたの意見をいれなくてほったらかしておたらどうなるんですか。

○政府委員(山下英明君) 厳密に法律論をいたしまして、六十三条の三号にこう書いてあるから、そのAという商品の製造業者グループは物的保険はいたしませんと、物的賠償については個々の製造業者が被害者の賠償訴訟を受けて立ちますというのを強引に言い張られたら、行政指導以外にはないと思います。

○須藤五郎君 そこにやはり私はちょっと不安な感じがするんですね。人身障害だけがこの賠償の対象になるが、火事を起こして家財道具を焼かれてしまったときに、それが賠償の対象にならぬというふうなことであれば悪いんですね。通産省としてもはつきりこの法律の中に、そういう場合も対象になるんだということをやはり加えられたほうが、私は消費者として安心がでると思いがすがね。相手がやればできますけれどもというふうなことで、相手がやらなかったらそれは対象にならぬというのは、これは消費者は不安ですよ。そこはどのようなふうに考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(山下英明君) 少し私の説明が字義に即して厳格過ぎたかもしれないんですが、私どもはそう思っていると思っております。ただいまの御意見もありますし、六十三条で申せば、七号の附帯業務としてそういう指導をやっていくつもりでございます。

○須藤五郎君 やはりあなたのことばだけでは、私は消費者の立場に立つて、もしもそういうことが自分の家庭で起こった場合、カラーテレビから火事が出て、そして自分がけがをしたというのはこの対象になるけれども、その結果火事が起こって家財道具が焼けてしまったというときに、この補償の対象にならないというふうなことで私は私自身が不安ですね、消費者として。そこをやはりはつきりと対象だということをこの場で答弁をされるなり、法律の中にはつきり書き込むなり何とかしないと、それは消費者としては不安ですよ。大臣、答弁してください。

○国務大臣(中曾根康弘君) いまの点は六十三条

第七号を援用することによりまして、そういうことが行なわれるようにいたします。

○須藤五郎君 何号ですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 六十三条第七号、附帯業務。

○須藤五郎君 「前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。」これですか。その解釈によつてそういうことが対象になるというふうにお考えですね。それは、はつきり記録しておいてください。

○国務大臣(中曾根康弘君) はい。

○須藤五郎君 それではもう一つ質問しますが、製品安全協会につきまして、協会がメーカーの利益の代弁ではなく、ほんとうに消費者の利益のために機能するかどうかという点について、多くの人が疑いを抱いておるわけですね。朝からもそういう質問が公明党の代表の方からも出ました。この疑いを晴らす一つは人事だと思ふんですね。通産大臣は、協会の役員や評議員に業者の代表は加えないということを、朝、公明党の代表の方の質問に対してお答えになったと思いが、役員や評議員には業者の代表は絶対に加えないと、こういうふうに理解していいですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 政府委員が答弁したとおり実行いたします。

○須藤五郎君 そこで、もう二問ありますが、私は、役員や評議員に業者代表を加えないのみならず、評議員、役員に消費者の団体からの推薦者を加えるべきだと、こういうふうな思っております。加えないとおっしゃるなら、なぜ加えないのか、そこを伺っておきたいと思いが。

○政府委員(山下英明君) 私どもも消費者代表を加える方針でございます。

○須藤五郎君 それじゃ、この評議員、役員にも消費者の団体の推薦する方を加えると、政府が都合のいい人といつて政府指名でやるんじゃないに、やはり消費者団体からの推薦者を加えるというふうに理解していいですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) これはやはり、消費者を代表すると政府が認定する人を入れるということが正しいと私は思います。その消費者を代表すると認められる者をどういうふう具体的に選ぶかということ、これは協会の仕事、政府の仕事でございしますが、公正にそういう消費者を代表すると思われる者の中には団体の代表も入ってくるのではないかと思います。

○須藤五郎君 これが最後の質問になります。家庭用品品質表示審議会の委員は現在二十三名中十四名、六一%が業界代表で占められているように聞いておりますが、これでは審議会が業界の意向に左右されるばかりであると、こういうふうにわれわれは考えるわけですね。今回、審議会が改名して製品安全及び家庭用品品質表示審議会となるに伴いまして、審議会のメンバーも消費者代表が多数を占めると、こういうふうになっていきますが、消費者の意見が十分反映されるような構成にすべきであると私は考えますが、この点通産大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(山下英明君) 今度この法律でつくります審議会は、消費者、学識経験者、業界の公平な構成にする方針でございします。家庭用品品質表示審議会の現状は、私どもとしても消費者代表、学識経験者、業界——製造業代表と販売業代表という構成でやってきておりますが、それがいま御指摘のような比率というのは、二十三人中の構成は、私どもは今度は業界代表はより少なくなると存じます。

○須藤五郎君 二十三人のうち六一%を占める業界代表がこれよりも少なくなるといふことは、いわゆる消費者団体の、消費者の代表がふえるというふうに理解していいわけですね。そうでございしますね。——それではそういうふうに理解しておきます。

私、きょうは時間があつたら、実は逐条的に質問をしようと思つておつたのですよ。しかし、時間もなくなつてまいりましたから、もう二点だけ伺つておきますが、製品安全協会というのは、こ

れは株式会社なんですか。どういふふうな形態になるのですか。

○政府委員(山下英明君) 法律に基づきます認可法人でございまして、これに類する認可法人は従来とも例がございします。それでその性質は何かと、株式会社ではございしません。政府機関としての特殊法人でもございしません。性質そのものがこれによって、この法律で定められておると、こういう認可法人でございします。

○須藤五郎君 これの出資者ですね、出資者は、政府が半分出資するのですか。それからあとの半分をだれが出資するわけですが、それはどういふ人があとの半分は出資するの。

それから、この第四十一条には、「政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができ」となつております。政府の出資した半分は譲渡ができないが、あとの半分は、最初どういふ人が出資するかわからぬが、出資者はほかに譲渡することができる。その譲渡はどういう形で譲渡するか。株券なら株を売るといふこともできますね。それはどういふふうな形で譲渡していくのか。その譲渡についてどういふ権限が譲渡を受けた人に移譲していくのか。そこらの点を少し明らかにしておかぬと、これでは私はわかりません。どうですか、そこは。

○政府委員(橋本利一君) まず、出資の問題でございしますが、これにつきましても、協会の財政的基盤を整えるという意味におきまして、出資者は多いにこしたことはないと思つて。ただ、協会の性格からいまして、関係業界等から出資させることは適当でない、これは排除したいと考へております。したがって、残るのは金融機関あるいは保険会社等から出資を仰ぐことになるかと思ひます。

それから、いまの四十一条の点でございします。先ほどお話が出ましたように、本協会は営利法人ではございせんので、本来転々流通すべき性格のものではございせんが、こういう規定を置きまして、譲渡することも可能と規定いたしましたわけでございます。

たわけでございます。

○須藤五郎君 そうすると、業界からは出資は受けない方針だと、したがって金融機関から受けること。金融機関から受けると、金融機関というの是一般国民の金を預かつて、そして経営しているところですね。したがって、出資に対する金利というものが、やはり利益というものが対象になつてくると思うんですね。金融機関が出資して、その出資に対してどういふふうな利益を与えていくかということが問題になると思ひます。利益がなきやだれも譲渡を受けませんからね、こんなものは。

そうすると、そのときに、かつて、百万円出資した金融機関があるとすると、それが譲渡する場合に、その譲渡価格はどういふふうになるのかですね。原価は絶対割らないのか、割るのか。それとも上積みになるのか、そういう点もあるでしょう。そういうことがあるならば、やっぱり一つの株式会社みたいな感じがしてくるしですね。それで、あなたのように金融機関からいふに限定してしまつと、一般の消費者がこれに出資して自分たちもこの事業に参加しようという熱意を持つても、一般消費者はこれに参加できないのか。そこらはどうも私はこれを読んでおつて疑問が起るんですね。

○政府委員(橋本利一君) ただいまの御質問でございしますが、本来、製品の安全性につきまして、民間が積極的に本来の業務として実施すべき問題であるという意識を前提といたしまして、そういう意味合いから金融機関、保険会社等はそういう事業に協力してもらいたい、こういう感触で申し上げたわけでございます。一般の消費者につきましても、自分の出資をしようというものを拒む意味ではございせん。

それから、いわゆる株式会社におけるような利益金はございせんが、本法七十二条の規定によりまして協会の運営についての資料、書類等の送付を受ける、あるいはこれはきわめて観念的なものかと思ひますが、協会がかりに精算等の事務を

行なう段階におきましては財産の分与について権限を有する、権利を有するということになるかと思ひます。一に淨財を集めたいという趣旨でございします。

○須藤五郎君 もうこれで終わります。これをずうっと読んでいくと、非常に観念的な面がたくさん出てくるんですよ。どうしても私はこの製品安全協会なるものの性格がはつきりつかないんですよ、株式会社なのか何なのかという譲渡はどういう形でされるのか、また金融会社がそれに投資するならば、それに対する保証ですね、利益はどういふふうな形で与えるのか、配当はどれだけのなるのか、そういうことが一つもないわけですね、これは。わからないわけですよ、性格が、私はね。それで質問したわけですがね。それで、時間があれば——ほんとはこういう法案、われわれも賛成するからこまごま聞いてるんですが、あまり言わぬと聞いておいてほしいんですがね。——お騒ぎにならぬほうがいいと思ひますよ。時間があれば、私はもっと緻密に質問して、問題を明らかにしておく必要があると思ひます。しかし、局長が何か非常に急がれるようですから、私の質問はこれで打ち切ります。また次の機会にすることがあつたらすることにしまして、それで次の質問者に……。きちんと六十分いたしました、これで私は終わります。

○藤井恒男君 大方の同僚議員がもうこまかい質問をすいぶんなさつておりますので、議事進行に協力して、二、三の質問にとめてお伺いをいたします。

一つは、提案理由説明にも明らかにされておりますように、本法が一般消費者の生命または身体に対する危害の防止という目的を目的にした法律であるわけですが、どうも既存法との関係において非常に難解な法体系になっておると思ひます。したがって、一般消費者に対する危害を防止するための規制の法案という意味はよくわかるんだけれど、ひるがえつて、一般消費者がみずからを守るために法をながめるときにはきわめて

難解な法案になっておる。既存法がたしか十四本あったと思うんです。今回の本法が一般法になるわけですが、そういった意味で、きわめて素朴な問い方だけれど、今回この問題をとかく言うことはもう不可能ですけれども、これから審査会などを通じて、消費者の側からなめた危害防止というような形で法体系というものを一たん洗い直す、できれば一本化するというような意味で、そういったことができるのかできないのか。

さらに、今回、同じような意味でお伺いするわけだけど、厚生省から全く本法と同じような一般法みたいな形で家庭用品の安全性に関する法律案というのが出ておるわけですね。消費者から見ればこれは同じことなんです。その所管が違ふというところになるのかとは思ふものの、同じ一般消費者の危害を防止するという意味から、同様なやつが同じ国会に二本別な所管から出ている。これまた一般消費者から見れば、クレームをかりにつける場合に、一体どこに持っていくたらいんだというのが一般的だろうと私思うんですが、こういったものをなぜ一本にした形でもっと親切に消費者向けに提示できないものか、この辺のところをまずひとつお伺いしたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 具体的なことは政府委員より御答弁申し上げますが、確かに消費者の側から見れば、法が何本もあるということは非常に迷惑な話であると思ひますし、本法を読みまして、消費者のほうからはなかなか何が何だかわからないと、そう言われるのは実感であるだろうと思ひます。ただ、法律というものを普通性を持たしてつくりますと、どうもこういうふうな形になつてしまひまして、この点は申しわけないことでありますが、いまのところではやむを得ないと思ひます。それで、できるだけ法を統一するということを、案をつくるときにもわれわれは考えて検討してみましたところが、やはり特殊法にはそれぞれそれができる一つの原因がございまして、たとえば電気関係でありますと、電気関係は一般のおもちゃや何かに比べてみて危険度、がもつと非

常に強いと、こたつにしても、こてにしても、電流がちよつと間違ふとびりびりつときてしまふと。そういうもので、おもちゃや何かとちよつと性格の違うところがあるわけですね。

それから厚生省関係の物質になりますと、傷口に当てるとか、ともかく人間の身体、生命に直接すぐ響いてくる要素がございまして。あるいは場合によつては口を経過して飲んでみるといふものもありませんし、そういう面から、おもちゃや何かとちよつと違ふ人体に対する影響度というものがございまして。そういう面を一律に全部一つの法律で規定するということはかなり困難になつておつたわけでございます。とりあえず、通産省関係でいま急を要する、この間うちいろいろ事故の起きておりますココロのびんであるとか、そういうものについて規制をまずやつて、その分野を確実に広げてその守備範囲を確実に守っていくと、そうして、その後、農林省や厚生省や各省との間の問題についてはできるだけ連絡を密にしてやるけれども、調整をとっていくと、そうしてその間に不都合なことがあれば法の改正や何か次の段階で検討しようと、こういう考えに立っているわけでありまして。

○藤井恒男君 これでもやめますけれども、大臣に要望すると同時に、大臣にお答えいただきたいんです。

実は、これはインフォーマルな席であつたかと思ふんだけど、大臣の言われたことばの中に、これからやつぱり行政の衝に当たる者は、なわ張り根性など捨てて、ほんとうに国民に奉仕する、サービスするものでなきゃならないと、だから極力そういうものを一体化していくべきだと、これはどちらかと言へば貿易に関する問題であつたわけでありまして。その精神はやつぱり同じだと思ひますが、私もすなおにそれを聞いておるわけです。したがつて、あくまでも法体系をつくり上げていく場合、たとえばいまおっしゃつたような危険の問題一つ取り上げて、縦割り、横割りのいろいろなクロスによつて完全性が期されるという面も

ありましようけれど、ひるがえつて、一般消費者の側から一体私たちがどうしてくれるんだと、どいういう形でものごとを処理したらいいのとかという意味のものがやつぱりなければ、實際私は功を奏しないと思ひます。法律の専門家がれば、そいつを、法をめぐつてかみ合つて幾らでも処理できるけれども、大多数の国民は法体系なんか知らないわけですからね。その人たちがしかも一般消費者なんだから、その人たちが見えるもの、こいつを考えなきゃいかぬと思ふんですよ。そういう意味で先ほども申しつたわけだけれど、今後の問題として、やはり私は省を越えてでも、何かひとつ体系的にばつと全部を見おろせるというものををつくつてもらいたい。それが法として不可能であれば、その種のPRの手引きなり何かを私は国民の前に示す必要があるんじゃないかと思ふんです。そうしなければ、法案ができた、国会を通つたからといって官報でばつと出てきても、とつてもじゃないが、国民に理解されると思ふので、どうかその辺のところを今後精力的にやつていただきたい。いい法律だと私も思ひ、賛成するわけだから、生かしてもらいたいという意味で、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 御趣旨に沿ひまして手引き書をつくらせます。それから、いろいろテレビやマスコミ媒体を通じて、こういう法律ができたことも周知徹底させまして、消費者の皆さま方に知つていただくようにしていきたいと思ひます。

○藤田進君 若干確かめておきたいことがあるのですが、特に問題点をしほつてお尋ねをしてみたいと思ひます。

この法人は、先ほどのお答えでは、法人自体の骨格をこれできめておるということなんです。いま調査室で調べさしておりますけれども、一体、世にある法人定義の中ではどういふものに入るのだろうか、これが一つ。それから、出資金が当面発足にあつていふ資本金で、これは構成は半々ずつということでは

ありますが、その第一点は、幾ら予定されているのか。それからあととは保険会社等あるいは金融機関の出資をお願いするということですが、その見通し。若干そういう団体等あるいは個別企業について当たつた結果、出資可能であるという確信を持つておるのか。通常、資本金の規模がどの程度か私もよくわかりませんが、単なるおつき合ひというふうなことでたしてうまいくのかどうか。そういうたいわゆる一連の資本構成、それからあとの借入れ金、借りがえ、これらを見ますと、一年以内でさらにこれを償還するんですか、何かその辺のことをもつと詳しく。

それから第三点は、一見してこれは国、あるいは今日かなり集約化されている経済社会においてこの協会を対比してみると、それは大きな規模ではない。ただ、わが日本においては一協会という規定ですから、その意味では単一協会でしょうが、しかも通産大臣直轄と。けれども、その事業の内容、あるいは資本金はあとで聞いてわかるでしょうが、それほど大きなものではないように思ひます。にもかかわらず、会長があり、これが代表をする、それから理事長があつてこれが代表をし、かつ、会長を補佐する。今日、会社法人では、確かに、もう退職すればいいのに、幾ら平均余命が長くても、八十近くなつてまだなかなかしがみついて離れないで、社長から会長になる、そんなところが企業の大きなごたごたとして週刊誌にも出てくるというふうなものもある。いま企業をここの取り上げなくても大小……。いかに今日、会長というものが企業の中で必要かどうかということが問題になつておることは、通産大臣も御承知だろうと思ひます。そのためにフレッシュな会社の運営、これがうまいくつていないんですよ。ほんとのマネージメントというものがうまいくつていない。そういうふうなことがあるにかかわらず、官製協会が会長を定め、かつ、理事長を定めて、そうして理事三名、以下職員と、これは納得いく説明があればこの法律自体にも賛成いたしますが、もつとその辺のことを……。

これに付随して、何といひますか、プラスというか、おそらく私は、会長、理事長は通産大臣が指名されるので、意見はいろいろの方面に聞くと、おそらく通産省のいわゆるエキスパートといったようなことで通産大臣が任命されるでしょう。そうすれば、事務次官クラスになるのか、あるいは局長古参クラスなのか、どういうクラスをこれに充てようとするのか。一般社会では、会社社長経験がある者というようになるのか。何か一見、通産省は、数ある中でも一つ天下り機関をつくったような感じも受けまう。それだけ製品の価格が上がり、物価高を手伝っているようなことにもなりはしないだろうか、これはわずかなものかもしれませんが、法構成としては、というように安全性が必ずしも確保されないで、他の経済政策全体の中でもどうもこれが問題になるのじゃないだろうか。だから、かりにコカコーラにしたって何にしろ、他に法令があったとしても、そういう危険性のあるもの、しかも、不幸にして事故が発生したならば、それに対してどうするかというように、事後とそれから予防というものにもっと手だてがあるじゃないだろうかという気がするのですけれども、以上、とりあえず申し上げた点、どなたでもいい、詳しい人にお答えいただきたい。

○政府委員 橋本利一君　まず初めに、協会の法的性格でございますが、これは先生御指摘のような行政管理局設置法第二条にいうところの特殊法人でもございませぬし、民法三十四条にいう公益法人、社団法人は財団法人でもございませぬ。ましてや株式会社でもない。この法律に基づきまして、民間発意によりまして、通産大臣の認可を受けて設立される法人、俗に認可法人と称しておりますが、この協会の性格をわれわれは認可法人と考えております。同種のものとしたしましては、貿易研修センター、繊維工業構造改善事業協会、あるいは情報処理振興事業協会といったようなものがこの認可法人の例にあがるかと思ひます。

それから第二点でございますが、出資の額はいかほどになるか、国と民間との負担はどれくらいになるかというお尋ねでございますが、現在、予算上、国は二億の出資を考えております。それから、民間からの出資につきましては、特に確たる積算根拠もあるわけではございませんが、一応、一億をめぐまうとしていたしまして民間の浄財を集めたいと考えております。

それから、この協会自体がきめて公的色彩の強い反面、営利性をどちらかというと考えない協会になるかと思ひますので、一定期間後に民間の出資分を返済するということは当面は考えておりません。

それから、第三点の会長と理事長でございますが、協会は、やはり一般消費者の信頼を得るような形でその業務を運用していく必要があるかと思ひます。そのためには、会長たるべき人は、もちろん、製品安全の問題につきましても熱意と学識経験のある人でなくては困るわけでございますが、いわばそういった消費者対策、安全対策のシンボル、どちらかといえば人格に重点を置いた方を会長に推戴する必要があるのではなからうか。反面、この協会は営利性は重視はいたしません、赤字を出すようなことになりますと、それがね返りまして、協会の認定料が高くなつていく、それだけコストアップ要因にもなるといったような問題がございしますので、やはり理事長になる人は経営手腕を持った人でなくては困るのではなからうか、さように考えまして、人材の適材を適所に配置するという思想から、会長制と理事長制をしいたわけでございます。

それから、先ほど若干天下りの点について触れられましたわけでございますが、大臣任命にあたりましては、どの分野に所属する人かを問はず、本法の趣旨に照らしまして、本協会の会長ないしは理事長たるべくふさわしい人を選任するというところで臨みたいと思ひます。

○藤田進君　聞けば聞くほどこれはかえって尽きないことになりそうですが、その民間の一億、こ

れはやがて償還とか、あるいはおそらく、営利目的でないということは、配当とかそういうものは考えてないことになるのでしょう。で、これは出資の方法にもなるわけで、株式ならば、何株お願ひしますということになるのでしょうが、その辺の形態と、無利息として無償還のものがそんなにうまく出るものだろうか、どうだろうか、税法上は一体どういう扱いを受けるだろうか、その辺をもう少し掘り下げて聞きたいと思ひます。

それから、会長あるいは理事長は月俸にしてどれくらい、無給なのか。それからシンボルであるといつても、天皇もシンボルと言ひますけれども、やっぱりかなり経費はかかっているわけですね。ですから、それにふさわしいというのを、いまだなをというのは、おそらくもう通産大臣は考えなければ、九カ月政令とかいつているようですけれども、「八月内閣解散」と呼ぶ者あり」ええ、その前にはおそらくやつて、次の副総理になるとか、何かそれはわかりませんけれども、いずれにしても、およそ法をつくる場合に、どういふ人というものは……。だから私は例示としては、たとえば通産省でいえば次官クラスなのか、局長クラスなのかというふうに聞いてみたわけですけれども、これはまあ大臣に聞かなくや、ほかの人に聞くのは、私になりますとはいへないと思ひますから、その辺を聞けば、大体この協会というものが前向きに歩むのか歩まないのか、必要なのか必要でないのかということもこれはわかると思うのです。通産大臣がこちらの席にいれば、必ずあなたは聞くとおもう、そういうことは。ですから、いまの一体どれくらいの待遇を考えているのか。私は会長、理事長というものは実際必要ないと思うのです。必要ない。これはまあ何といひますか、平行線かもしれないが、大臣から直接そういう面についてのお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君)　待遇については政府委員から答弁申し上げますが、私は、まだだれをどうするということは全く考えておりません。し

かし、私の方針としましては、会長になる人は中立的な人で、むしろ、消費者から信頼されるというタイプの人のほうがよろしい。それで専門的な知識を持つておることが大事であらうと思ひます。単に政治性とか何かという問題よりも、やはり専門的な技術的な知識を持つていて、中立的な人で、どちらかといえば消費者から信頼されるということを重点に置いて考へべきである。それから理事長の場合には、やはり経営手腕ということは必要であつて、やっぱりある程度そういう技術的なこともわかる経営力のある人、こういう観点で選びたいと思ひます。

格はどうかといへば、やはり大臣、次官クラスの人のほうがいいんではないか。そういう人を見つかるかどうかはわかりませんが、局長クラスというところと格が下がる、まあ局長さんに悪いですけれども、そういうふうに思ひます。

○藤田進君　待遇。

○政府委員(橋本利一君)　待遇の問題につきましましては、同種の認可法人等の例を調べてみて、それとのバランスで決定したいと考えておりますが、なお、会長につきましては、非常勤ということとで考慮したいと思ひます。いまさだかに具体的に幾らの給与を出すかということまではきめてはおりません。

○藤田進君　いまたとえば貿易関係、繊維その他情報ですね。これが比較の一つの基準になるだろうと。それは私は調べておりませんが、当然お調べになつておると思うのですが、これが一つの基準だとすれば、非常勤の場合でもどの程度か、これはたつて聞いておきたい。

それからいま大臣の御答弁ですが、なかなかこれの人は選はむずかしいのじゃないでしょうか。これは二億プラス一億で三億の、まあ使命は重かつ大であらうけれども、この内容を見ますと、おっしゃるような大臣、次官クラスで、そうしてしかも、特に理事長はこの協会に専任であるようすがね。それから、いま言われたような人が一体この地球上、世の中に、特に日本にそういう人があ

るだろうかと思いますがね。まあ落選代議士というようなののはまるのか。やはりシンボルといましてもね、これは口では言いやすいですが、たとえばどんな人、個有名詞は言いにくいにしても、あります、こういう内容で、しかも資本金なりいろいろのことを考えてみて。

○国務大臣(中曾根康弘君) いま私が申し上げましたような要件がどういふ人に当てはまるかというのを考えてみますと、まあ申し上げるときから考えておったことではありますが、中立的な人というよりは学者系統の人のほうが安全ではないかと。で、専門的な技術的な知識も持っており、まあそういうところで、落選代議士を持っていくという意思は毛頭ございません。政治家を持っていくことはよくないと思います。やはり消費者から信頼されるという意味においては中立的な人の方が安全である。少なくとも次官クラスの人ぐらゐ、そういう格の人をもってくる必要があると思います。

○藤田進君 それは理事長ですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 会長。

○藤田進君 理事長はどうなんですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 理事長は、その人を補佐するにふさわしいような、ある程度技術的知識を持って、経営能力もある、そういう人がいいと思います。

○藤田進君 そうすると、やっぱり局長クラスになりますか、理事長は。

○国務大臣(中曾根康弘君) まあ、やっぱりそういう大臣とか次官とか局長という類推がこれには当てはまらないと思うんです、役所と違いますから。ですからその人本位でやはり民間からでも、あるいは組合からでも、そういう有能な人材があれば選んでもいいと。消費者というような場合も考えれば、組合からだってそういうりっぱな人がおれば選んでいいと、こう思います。要するに、焦点を非常に広げて、天下の人材を求むるという考えでいいかと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) まださだかに実は承知

いたさないわけですが、理事長クラスで大体月俸四十万前後ではなからうかと考えております。

○藤田進君 ちょっと。じゃ、これは四十万以下の職員もいるんですが、収支の太ざっぱなところかどうか。収入どの程度——まあ手数料収入かなんかあるんでしょうがね。どう推算しておりますか。

○政府委員(橋本利一君) まだ最終的に収支の計算をいたしておりますが、協会における認定料は大体販売価格の〇・五%以下、できれば〇・三%程度にとどめたいと、かように考えております。それをもって、先ほど申し上げた出資の運用利息と合わせまして経営が維持されるように持っていくたいと、かように考えております。

○藤田進君 販売価格、卸売り、これは品物によって非常な格差がついておられますから、一様には問題でしょうが、これは販売価格の〇・五ないし〇・三%という相当な金になりますか、対象がわずかとはいえないがね。これは明らかにさつき指摘したように、少なくともこれだけは物価にもね返るわけで、私はやはりこの点はもう少し吟味されて……。そうして理事長はいま四十万だと、もっと規模の大きい公社、公団等から比べてみても——いま聞けば非常勤の会長、これが幾らか知りませんが、ものたえが、それがまあ次官クラスだとか、いや、学者だとかいうことのようにですが、いわばその下になるでしょう、系列は。理事長が四十万。これらはむしろボーナスだ、退職金だとかつくことになるんでしょうが。これはやはり十分慎重に、しかも収支、特に支出関係、これをひとつ押えるように、それが収入を押えることになるんでしょから。大臣、どうでしょう、少しか過ぎませんか、このやり方は。

○国務大臣(中曾根康弘君) やはり仕事の重大性を考えますと、厳密にやってもらう必要があると思ひますし、また一方に偏しないというためには待遇もよくしてやって、えこひきなことをやら

せないということも大事であると思ひます。あの意味においては裁判官みたいな性格もなきにしもあらずでありまして、そういう点では、待遇をよくして与えておくということは大事ではないかと私は思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 若干補足いたしますが、先ほど〇・五ないし〇・三%程度と申し上げましたのは、結果としてさような数字になるということでございます。ガス瞬間湯わかし器の例について申し上げますと、種類によって違うわけでございますが、大体一台当たり四十二円ないし九十九円と定められておるわけでございます。これを逆算いたしますと約〇・三%になるというわけでございます。もともとこういった手数料なるものは実費主義をベースにいたしまして計算いたしますが、特に協会の場合には、被害者救済措置として生産物責任賠償保険等の契約をいたします。それにかかわる保険料も認定料の一部として徴収することになりますので、大体〇・五ないし〇・三%程度のところになるのではなからうか、こういうことでございます。

○藤田進君 いまの会長の答弁漏れを。会長の待遇、非常勤ということですが、どう考えておいでになるのか。

○政府委員(橋本利一君) いまだ会長について幾ばくの給与を出すかということとはきめておりませんが、その非常勤は週一回出てくるのか、月に一回出てくるのかによりまして、やはりこれも類似的法人における処遇とバランスをとって定めたいと考えています。

○藤田進君 まだ十分納得がいったとは言えませんが、各委員の質疑、あるいはいま補足してお尋ねをいたしました、しかし、問題の大きなのは、この協会の運営、あるいは人的構成、そしていわば収支予算、その執行、こういったところには少なからず問題があるように思われます。特に会長、理事長という屋上屋の構成というものが他の類似なものからこれをとってみても問題があるように思ひますが、発足後、諸般の準備と同時にこ

れが実質的な活動に入ることだと思ひますから、十分にま指摘いたしましたような点も含めて、今後これが一般消費者国民に期待されるように、ひとつ法成立の晩においても御配慮をお願いしたいと、こういうことを付しまして終わります。

○委員長(佐田一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御発言もないようでございますから、これより直ちに採決に入ります。

消費生活用製品安全法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐田一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

阿具根君から発言を求められておりますので、これを許します。阿具根君。

○阿具根登君 ただいま可決されました消費生活用製品安全法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五党共同提案による附帯決議案を提出したいと存じますので、御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

消費生活用製品安全法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、消費者保護、とくに危害防止対策の万全を期するため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、定期検査等の効率的な実施により、製品の欠陥に起因する危害の発生を未然に防止するとともに、事業者等による事故報告システム化等により速やかなる事後措置をとること。

一、危害防止命令、緊急命令の発動にあたつては、一般消費者の安全を確保するため、これ

を弾力的に運用し、その結果を公表する等により、事業者の製品回収等に努めること。

一、消費者の意見を十分に反映させるため主務大臣に対する申出の規定の活用をはかるとともに、製品安全及び家庭用品品質表示審議会、製品安全協会に積極的に消費者を参加させること。

一、被害者救済の万全を期するため、諸外国の事例にない集団訴訟制度等の検討を行なうこと。

一、電気用品取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等既存の関係諸法令の対象製品についても本法と均衡ある措置をとり得るよう速やかに検討すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(佐田一郎君) ただいま阿具根君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐田一郎君) 全会一致と認めます。よって、阿具根君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し中曽根通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○国務大臣(中曽根康弘君) ただいま御決議をいただきました附帯決議に対しましては、政府といたしましてはその御趣旨を尊重し、万遺憾なきを期する所存でございます。どうもありがとうございます。

○委員長(佐田一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時八分散会

昭和四十八年五月二十三日印刷

昭和四十八年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局